

脱炭素社会実現のための

都市間連携 ガイドブック

2024年度改訂版



はじめに

国際社会は、パリ協定の下、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求するという目標を共有しています。この目標を達成するには、今世紀後半までに人間活動に伴う温室効果ガス（GHG）の排出量と森林等による吸収量が均衡した状態である脱炭素社会（カーボンニュートラル社会）を実現しなくてはなりません。そのためには、世界のGHG排出量の約7割を占める都市を如何に速やかに脱炭素化（地域脱炭素）できるかが鍵となります。

国内では地域脱炭素ロードマップ（2021年6月）の下、2025年度までに100か所以上の脱炭素先行地域を創出し、2030年度以降はそれらの地域で得られた知見を全国に伝播させる、いわゆる脱炭素ドミノ効果によって、効果的かつ効率的に脱炭素社会を実現する取組が進められています。このような都市における取組を通じて培われる脱炭素ソリューション、あるいは以前から蓄積されてきている環境ソリューションは、海外の途上国都市の経済発展と環境負荷低減を両立するグリーン成長にも貢献できる可能性を秘めています。

環境省は、2013年度から、日本の自治体と企業等が連携して途上国都市のグリーン成長を後押しするためのプログラムとして脱炭素社会実現のための都市間連携事業を展開しています。これまでに世界13カ国から56都市・地域、日本から23の自治体がこの事業に参画し、二国間クレジット制度（JCM）により20件以上の環境インフラ案件を組成する等、着実に実績を積み上げてきています。気候変動に対する危機感が高まる中、こうした国際的な都市間連携による脱炭素ソリューションの展開に高い期待が寄せられています。

本書は日本の自治体及び民間企業等に向けて、都市間連携事業に関する理解を促す目的で作成されました。この事業に対する理解を深めていただき、参加を検討いただければ幸いです。

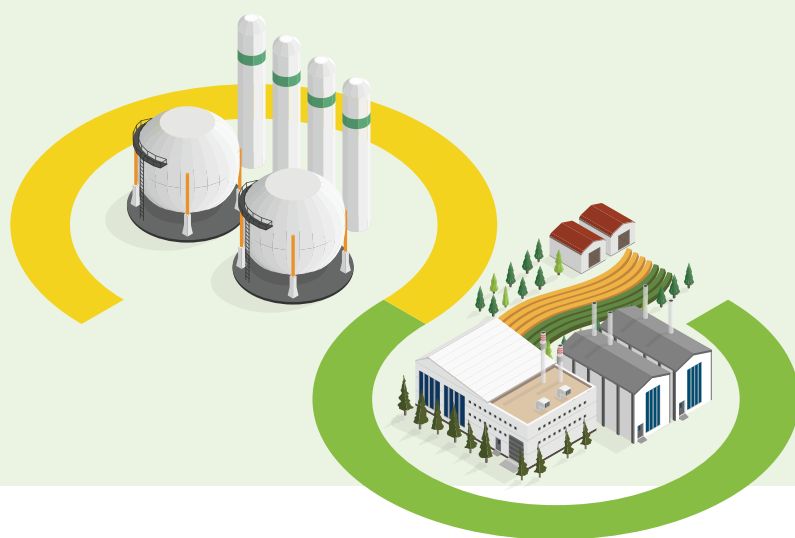
2025年3月 環境省

目次

イントロダクション 都市間連携事業の背景	1
パリ協定の進捗状況	2
脱炭素化を牽引するのはノンステートアクター	2
日本国内で加速する地域脱炭素の取組	3
地域脱炭素ソリューションでグローバルサウスのグリーン成長に貢献	4
第1章 都市間連携事業の概要	5
1.1 都市間連携事業の政策的位置づけ	6
1.2 都市間連携事業が目指すもの	7
1.3 事業に参画するステークホルダー	8
1.4 ステークホルダーのメリット	9
1.5 都市間連携事業と一般的な技術移転を支援する事業との違い	10
1.6 支援対象のパートナー国及び都市	11
1.7 事業の実績	12
1.8 事例紹介	12
第2章 都市間連携事業の活動内容	16
2.1 都市間連携事業の全体像	17
2.2 都市間連携事業の支援対象	18
2.3 都市間連携事業の活動内容の具体例	21
2.4 都市間連携事業の実施体制	24
第3章 都市間連携事業のはじめ方	25
3.1 都市間連携事業への参画に向けた準備	26
3.2 都市間連携事業の実施体制を整える	30
3.3 都市間連携事業の企画書を作成する	30
3.4 都市間連携事業に応募する	34
(参考) 都市間連携事業からその先へ	35

イントロダクション

都市間連携事業の背景



パリ協定の進捗状況

2020年以降の気候変動対策の国際枠組であるパリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて1.5℃未満に抑えるために、人為的な温室効果ガス（GHG）の排出量と吸収量との間の均衡（実質排出量ゼロ）を今世紀後半までに達成することを目標にしています。各国政府はそれぞれに2030年までの削減目標を含めた国が決定する貢献（NDC）の下で対策を進めていますが、国連気候変動枠組条約の第28回締約国会議（COP28、2023

年11月開催）で行われたグローバルストックテイク（進捗確認）では、現在のNDCとパリ協定の目標達成のシナリオとの間には大きな隔たりがあることが確認され、さらなる野心度の向上と対策強化が要請されました。各国政府は、この結果を踏まえて、2035年に向けた野心度を高めた削減目標を含む新たなNDCの検討を進めています。

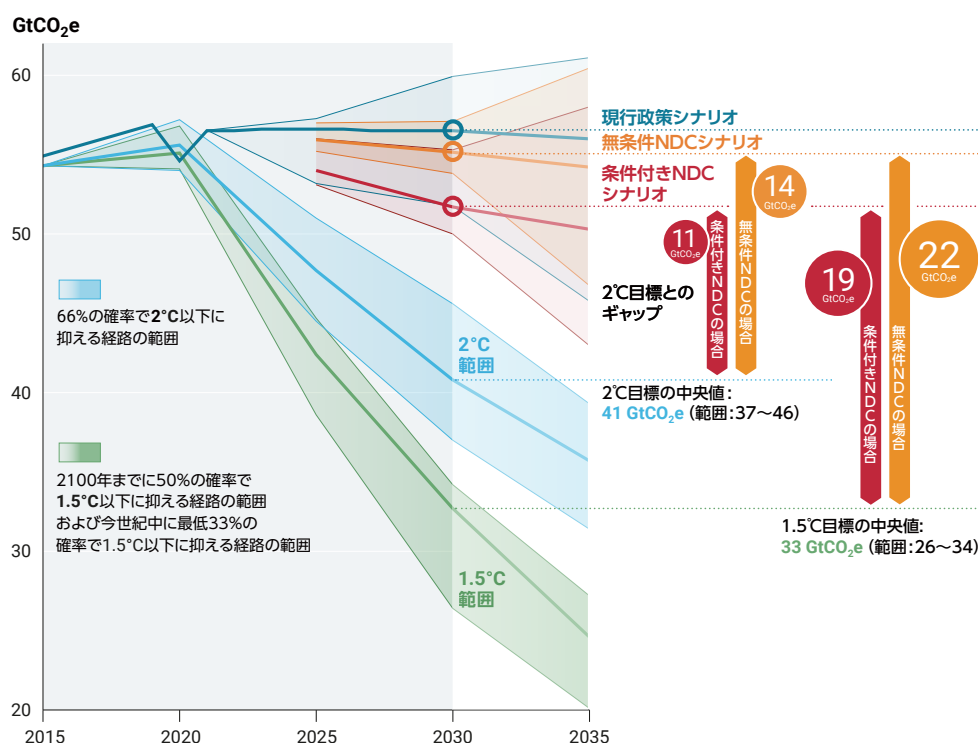


図1 2030年と2035年の各シナリオにおける世界のGHG排出量と排出ギャップ¹

脱炭素化を牽引するのはノンステートアクター

パリ協定の実施面においては、各国の政府だけではなく、自治体、民間企業、市民団体などのノンステートアクター（非国家主体）の貢献が必要不可欠です。世界中のノンステートアクターに対し、2030年までにGHG排出量を半減し、遅くとも2050年までに実質ゼロにするために、その達成に向けた行動をすぐに起こすことを呼びかけた国際的なキャンペーンである「Race to Zero」（ゼロへのレース）に参加を表明した団体数は15000を超える等、

脱炭素化に向けた行動を積極的に進める自治体や企業等の存在感が高まっています。さらに、2025年1月にパリ協定の離脱を表明した米国においても、人口の6割及びGDPの7割を代表するノンステートアクターの連合体である「AMERICA IS ALL IN」がパリ協定への指示を表明する等、ノンステートアクターがこれからの脱炭素化を牽引する時代に突入したと言っても過言ではありません。

¹ UNEP 「排出ギャップ報告書 2023—エグゼクティブ・サマリー」
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43923/EGR2023_ESJP.pdf?sequence=20&isAllowed=y

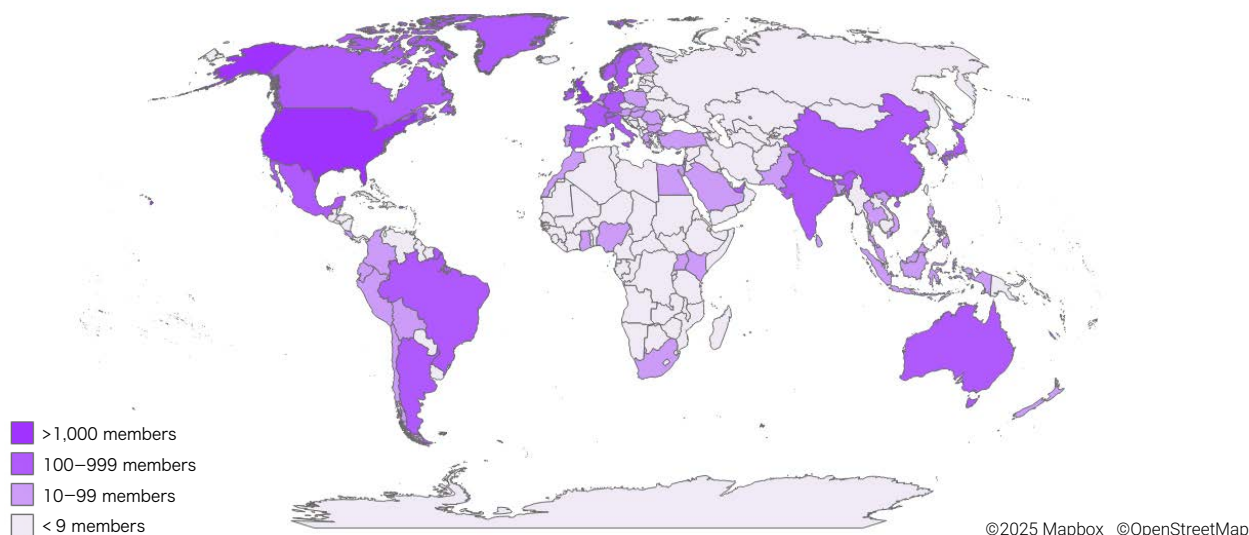


図2 Race to Zeroに参加するノンステートアクター数の分布²

日本国内で加速する地域脱炭素の取組

日本から「Race to Zero」に参加する都市や企業等はたくさんいますが、環境省の枠組みで2050年ゼロカーボンシティを表明する自治体数が2023年11月時点で1000を超える等、国内でも地域脱炭素の機運が高まっています。こうした流れを受けて、日本政府は2021年6月に策定した地域脱炭素ロードマップの下、2025年までに100か

所以上の脱炭素先行地域を選定し、各地域の特色を活かした脱炭素ソリューションに対して集中的に支援を行うことにしています。これまでに81の提案が選定される等、日本国内でも着実に地域における脱炭素化の取組が広がっています。

脱炭素先行地域（81提案） 年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

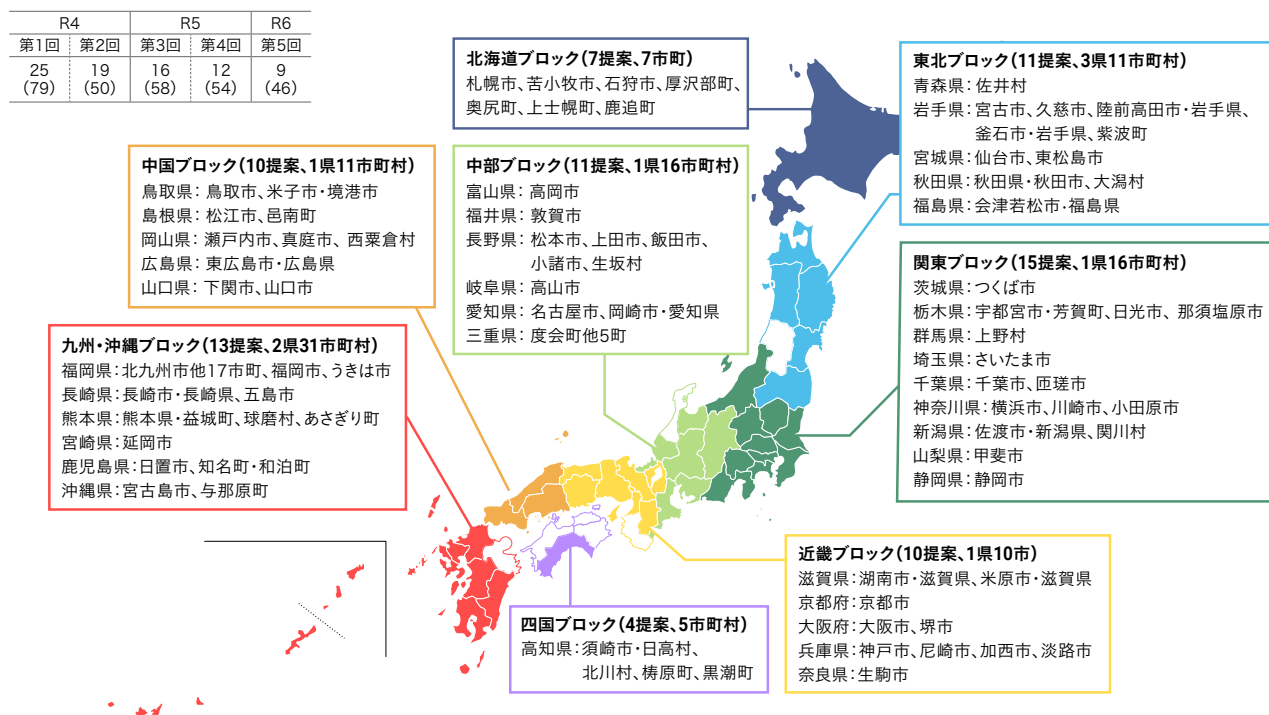


図3 脱炭素先行地域に採択された自治体（2024年12月時点）³

2 UN Climate Change High-Level Champions <<https://www.climatechampions.net/campaigns/race-to-zero/>>

3 脱炭素地域づくり支援サイト「脱炭素先行地域」<<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/img/preceding-region/map-selection-6x.png?20241216>>

地域脱炭素ソリューションでグローバルサウスのグリーン成長に貢献

都市は経済成長のエンジンです。現在、都市には世界人口の約半数が暮らし、世界のGDPの8割を生み出しています。その一方で、世界のCO₂排出量の7割が都市由来する等、環境負荷も与えています。2050年には都市部の人口が世界人口の7割に達すると予見されていることから、持続可能な社会を実現するには、世界各地で経済成長と環境負荷の抑制を両立するグリーン成長を促していく必要があります。

日本ではすでにGDPとCO₂排出量のデカップリングが進んでいますが、東南アジアのようにまだそのようになっていない地域もあります。そうした地域に日本の都市で培われてきた環境ソリューション及び脱炭素ソリューションを展開していくことで、グリーン成長を促し、効率的かつ効果的に持続可能な社会の実現に繋げていくことができます。

気候危機のさらなる進展を回避して持続可能な社会を実現するためにも、国際的な都市間連携を通じた政策支援、技術展開、能力開発等といった取組の広がりに期待が寄せられています。

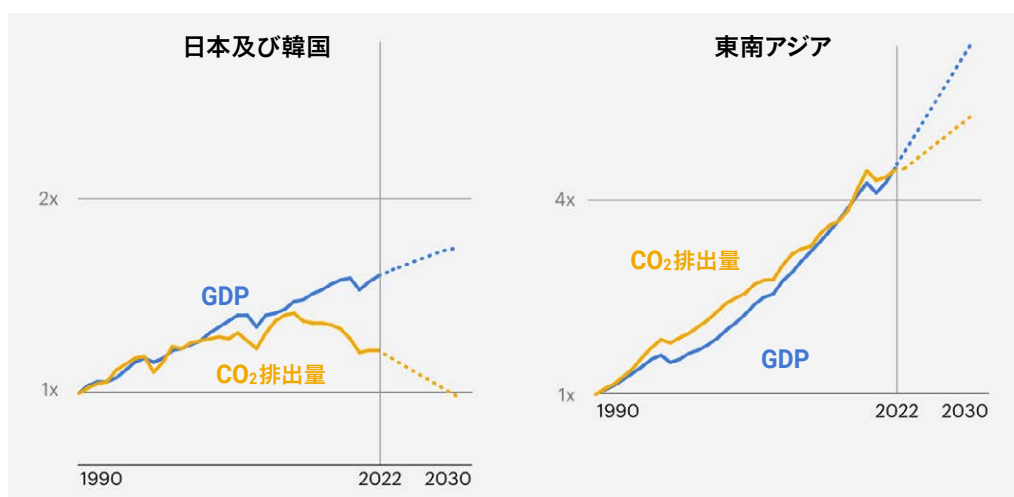
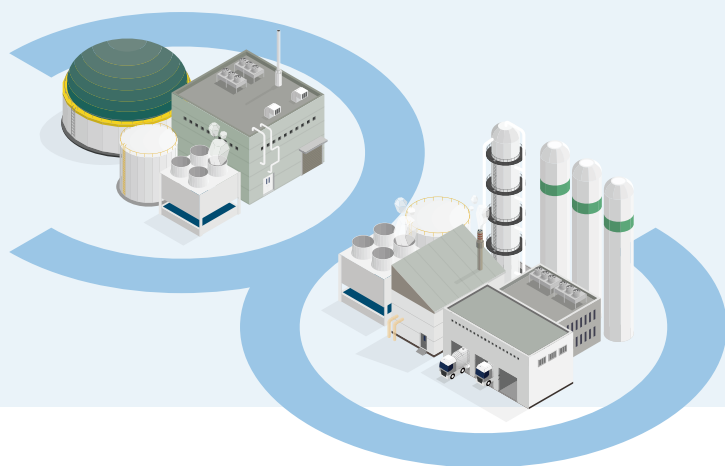


図4 地域別のCO₂排出量とGDPの推移⁴

⁴ Siddharth Singh "The relationship between growth in GDP and CO₂ has loosened; it needs to be cut completely", IEA Commentary, 31 January 2024 <<https://www.iea.org/commentaries/the-relationship-between-growth-in-gdp-and-co2-has-loosened-it-needs-to-be-cut-completely>>

第1章

都市間連携事業の概要



1.1 都市間連携事業の政策的位置づけ

日本政府は、2020年10月に2050年カーボンニュートラル表明を行い、翌年の4月には中期目標として2030年に基準年（2013年度）比で年間の温室効果ガス（GHG）排出量を46%削減することを約束しました。さらに、2025年2月には地球温暖化対策計画を改定し、2030年度以降の新たな削減目標として、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減することを明記し、国連にも国が決定する貢献（NDC）として通報しました。国内における対策を施策の中心に据えつつも、世界の排出削減への貢献も進めることとしており、パリ協定第6条2項の下で実施される二国間クレジット制度（JCM、BOX 1）を通じて獲得するクレジットをNDC達成のためにカウントするとしています。JCMによる国際的な排出削減・吸収量として、

2030年度までに累積で1億トンCO₂程度、2040年度までに累積で2億トンCO₂程度の獲得を目指しています。

脱炭素社会実現のための都市間連携事業（以下「都市間連携事業」または「C3P」という。）は、日本の自治体と民間企業等が連携し、日本と海外の新興国・途上国との国際的な都市間連携の下、現地のニーズも踏まえてJCMの活用も視野に入れながら地域脱炭素の実現に貢献していくための官民連携の取組を支援する事業です。この事業は、気候変動も含めたより幅広い都市課題の解決に導くクリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2、BOX 2）の中核事業にも位置付けられています。都市間連携事業を通じてJCM案件を形成し、日本の、そして世界の脱炭素に貢献します。

BOX 1. 二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism [JCM]）

途上国への優れた脱炭素技術等の普及や緩和行動の実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本国の削減目標（NDC）の達成に活用する制度です。これまでに日本とJCMを構築したパートナー国は29か国*に上ります。

*モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナ（2024年2月時点）

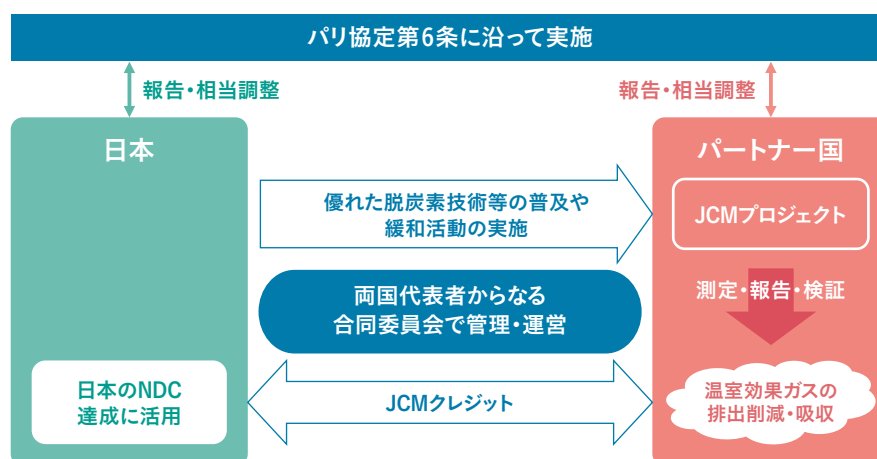


図5 二国間クレジット制度（JCM）の概要図

BOX 2. クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム (C2P2)

世界の都市が直面する今日的課題に多角的に対処することを目的として、環境省が2023年2月に国際協力機構（JICA）とともに立ち上げたプログラムです。日本の自治体、民間企業、金融機関等の参画を得て、国際開発金融機関（MDBs）等とも連携しながら、パートナー都市における気候変動、環境汚染、循環経済、自然再興を含む都市課題に対して包括的かつ相乗的な支援を提供します。

1.2 都市間連携事業が目指すもの

公的機関、民間企業、研究機関、NGO等といった多様なアクターとの共創・協働、とりわけコミュニティに直結する活動を行う等、地域の脱炭素化に重要な役割を担う自治体を含む都市の関係主体が国際的に連携することは、地球規模の脱炭素社会を構築する上でも非常に有効なアプローチです。環境省は、そうした活動を都市間連携事業の下で支援しています。

都市間連携事業では、日本の自治体と民間企業等が連携し、海外パートナー都市との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携の下、JCMをはじめとする脱炭素プロジェクトの形成に資する調査や脱炭素を推進する基盤制度の構築支援、それらに付随するキャパシティビルディング（人材育成）等をパッケージで展開する活動を行います。このような活動を通じて、海外パートナー都市

の野心度向上や自律的な政策実行による発展を後押しし、脱炭素技術の水平展開を促すことで、効果的かつ効率的に世界的な脱炭素社会の実現に貢献することを目指します。

都市間連携事業では、海外パートナー都市のニーズに即したJCM案件の発掘から実現可能性調査を経て、日本の民間企業等によるJCM設備補助事業（BOX 3）への申請が期待されています。ただし、案件の特性によってはJCMの要件を満たさないこともあるため、そういう案件の場合にはビジネススペースでの設備導入や他の事業・ファンド等による事業展開等も含め、柔軟な発想で都市間連携事業の後の展開（出口戦略）についても検討を進めることが期待されています。

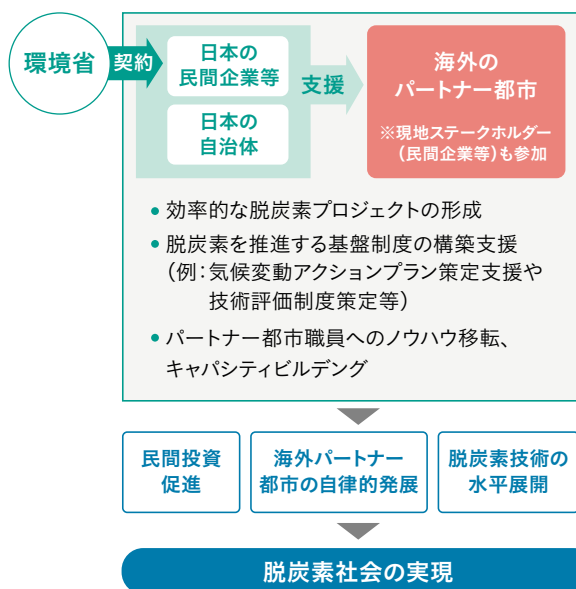


図6 都市間連携事業のコンセプト

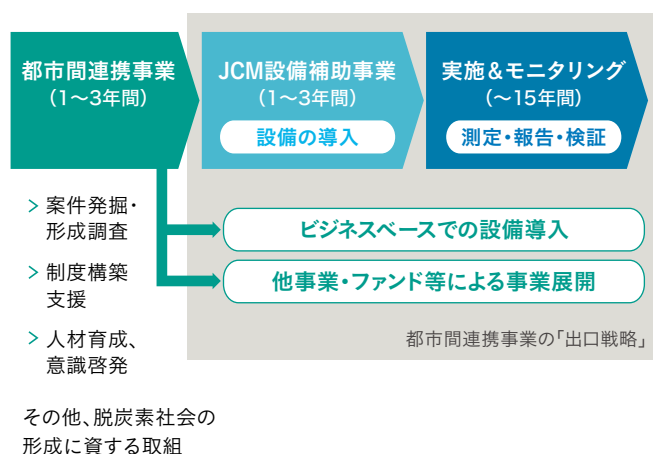


図7 都市間連携事業の出口戦略のイメージ

BOX 3. JCMの資金メカニズム：JCM設備補助事業

途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行うとともに、日本の貢献に応じてJCMクレジットの獲得を目指す事業です。エネルギー起源CO₂排出削減のための設備・機器を導入する事業が補助対象です。これまでに255件が採択されており、年間約316万トンのCO₂削減効果が見込まれています。

出典：環境省、JCMパートナー国におけるJCM資金支援事業の採択案件一覧（平成25-令和6年度）2024年12月6日時点

再エネ



太陽光発電（チリ）
ファームドウ



水上太陽光発電（タイ）
ティーエスビー



小水力発電（インドネシア）
トーヨーエネルギーファーム



バイオガス発電（フィリピン）
伊藤忠商事



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）
三菱重工業

省エネ



コンビニ省エネ
（インドネシア）
ローソン



高効率冷凍機
（インドネシア）
前川製作所

民生



高効率LED街路灯の
無線制御（カンボジア）
ミネベアミツミ



高効率アモルファス
変圧器（ベトナム）
裕幸計装

インフラ



石油精製プラントの運転制御
最適化（インドネシア）
横河電機



携帯電話基地局へのトライブリッド
技術導入（インドネシア）
KDDI

産業

エネルギーの有効利用



ガスコジェネレーション・
冷凍機（タイ）
関西電力

廃棄物



メタンガス回収発電（メキシコ）
NTTデータ経営研究所



廃棄物発電（ミャンマー）
JFEエンジニアリング

交通



公共バスCNG混燃設備
（インドネシア）北酸

写真1 JCMを活用して導入された脱炭素技術の例

1.3 事業に参画するステークホルダー

都市間連携事業には日本の自治体や海外パートナー都市だけでなく、優れた脱炭素ソリューションを有する日本の民間企業や学術機関等の他、そのようなソリューションの導入を希望する現地の民間企業等が参画します。

このように多様な主体が参画することで、多彩な脱炭素ソリューションを共創することができるとともに、その後の実施にスムーズに繋げることができます。

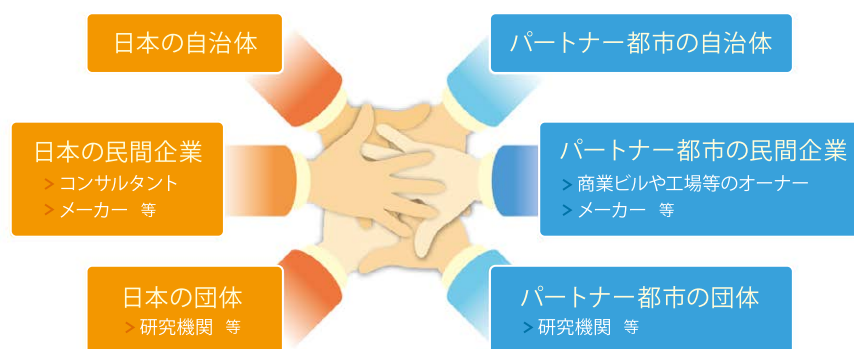


図8 都市間連携事業のステークホルダー

1.4 ステークホルダーのメリット

都市間連携事業に参画するステークホルダーは、各々が多様なメリットが享受できます。例えば、日本の自治体においては自らの政策実現、都市ネットワークの形成・強化、知名度向上、地元企業の海外展開支援を通じた地元経済の活性化等といった機会とすることができます。日本の民間企業等においては自治体と連携することで与信をもって現地で活動することができるため、幅広い情報収集やネットワークの構築、販路開拓を通じた売上向上等

に繋げることができます。途上国のパートナー都市においても、日本の自治体や民間企業等の官民連携によるまちづくりや気候変動対策も含めた環境管理のノウハウを知ることができますし、現地の民間企業にとっても日本の優れた脱炭素及び環境ソリューションに触れる機会になるとともに、JCM等を活用して費用対効果の高い形で脱炭素ソリューションを自社に取り入れる機会とすることができます。

表1 日本の自治体のメリット

脱炭素社会の実現に貢献	- 自治体の環境管理ノウハウを活かしてパートナー都市の環境改善に貢献できる。 - 国内政策の実現や国際アジェンダに貢献できる。
地元企業の海外展開を促進	- 自らが持つ支援メニューに加えて環境省の支援メニュー（都市間連携事業含む）やネットワークも活用しながら地元企業の海外展開支援を行える。 - パートナー都市のニーズや政策動向などを正確に把握し、地元還元できる。
地域経済の活性化	- 地元企業の売上向上に繋がる。 - 海外ビジネス展開に関心のある民間企業の集積に繋がる。 - 知名度が向上することでインバウンド効果を期待できる。 - 地元経済活性化により人口減少の抑制に繋がる。
職員の能力向上	国際的な業務に参加することでグローバル人材の育成に繋がる。
ネットワークの拡大	- 国内の民間企業などとのネットワークを構築・強化できる。 - パートナー都市の公的機関や民間企業などとのネットワークを構築できる。
知名度の向上	環境省主催のイベントや情報誌などに取り上げられることで国内外での知名度が向上する。
シビックプライドの醸成	地元自治体や企業の活躍を知ることで、市民が地元に対して誇りが持てるようになる。

表2 日本の民間企業のメリット

自社製品の売上向上	JCM資金支援（補助金）により自社製品をパートナー都市に導入しやすくなるとともに、その導入を足がかりにした水平展開が期待できる。
公的サポートの活用	- 地元企業の海外展開をサポートする日本の自治体と連携することで様々なサポート（各種相談や補助など）を受けられる。 - 自治体のネットワークを活用できる。 - 公的サポートを得ながら調査を行えることで安心感が得られる。
現地情報へのアクセス向上	- 現地の政策動向などの情報を入手しやすくなる。 - 現地の市場動向を正確に把握できる。 - 現地のパートナー企業候補を見つけることができる。
自社のポジションを認識	国際的な動向を知ることで自社のポジションが明確になり、それを踏まえた中長期的な営業戦略を検討できるようになる。
スタッフの能力向上	- 国際的な業務に参加することでグローバル人材の育成に繋がる。 - 測定・報告・検証（MRV）のノウハウも獲得できる。
ネットワークの拡大	- 国内の自治体や民間企業などとのネットワークを構築・強化できる。 - 現地の公的機関など民間企業単独ではアプローチしづらい組織にも、自治体と連携することでアプローチしやすくなり、新しい営業チャネルを獲得することができる。
知名度の向上	環境省主催のイベントや情報誌などに取り上げられることで、国内外での知名度が向上する。

また、都市間連携事業の関係者は、環境省が日本国内で開催するセミナーへの参加を通じて、主体間の交流を促進しながら地域脱炭素の機運を高めることができます。

さらに、特定のテーマに関するワークショップ・相互学習や脱炭素ソリューションの現地視察を通じたキャパシティビルディングの機会とすることもできます。



写真2 大阪で開催された都市間連携セミナーの様子 (左：公開セミナー、右：ワークショップ・相互学習)

1.5 都市間連携事業と一般的な技術移転を支援する事業との違い

日本の民間企業が海外への技術移転を検討する事業では、民間企業が特定の技術について現地における実現可能性調査から設備導入までを行うのが一般的です。他方、都市間連携事業では官民連携のアプローチを取るこ

とで、民間企業間の技術移転だけに留まらず、移転された技術の普及展開を後押しするような制度設計や人材育成のような支援も合わせて行えるため、より大きなインパクトを創出することが可能になります。

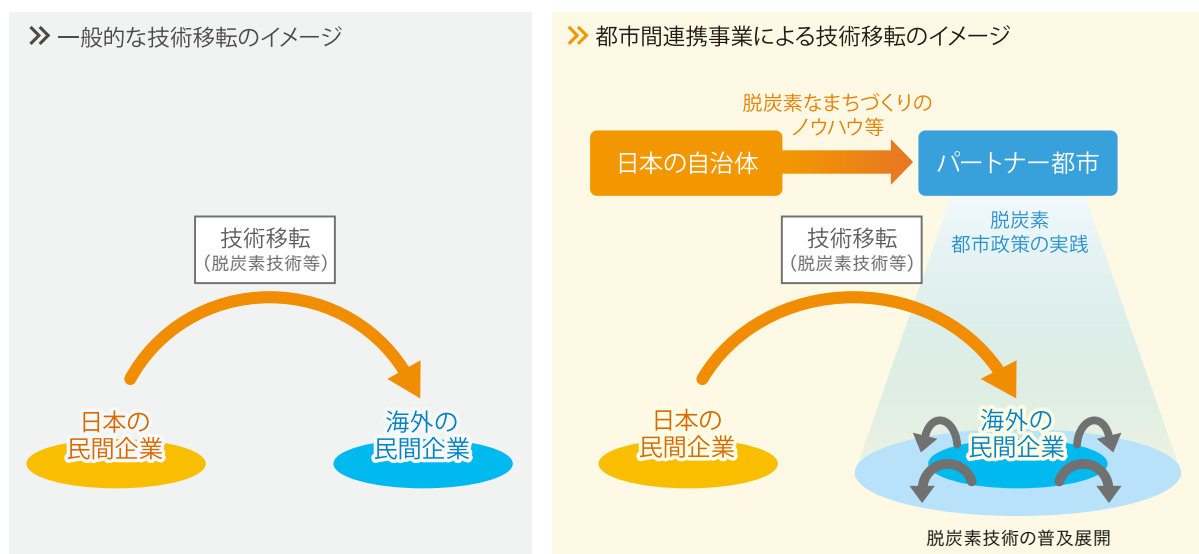


図9 一般的な技術移転と都市間連携事業による技術移転の違い

1.6 支援対象のパートナー国及び都市

都市間連携事業で支援する対象国は新興国及び途上国です。その中からJCMパートナー国（2024年2月末時点で29カ国）が優先されています。JCMパートナー国以外であっても、状況に応じて優先される国があるので、最新の公募要領で確認してください（[第3章の3.3を参照](#)）。

こうした国に属する都市であって、かつ、都市間連携事

業への参画を希望する日本の自治体（都道府県、市区町村、他）と連携して事業に参画する都市が、都市間連携事業におけるパートナー都市と呼ばれます。このパートナー都市の規模等については特段の要件等はありませんが、都市間連携に基づいた活動を円滑に進める上で最適な団体であることが求められます。



モンゴル

2013年1月8日(ウランバートル)



バングラデシュ

2013年3月19日(ダッカ)



エチオピア

2013年5月27日(アジスアベバ)



ケニア

2013年6月12日(ナイロビ)



モルディブ

2013年6月29日(沖縄)



ベトナム

2013年7月2日(ハノイ)

※写真は2021年10月(JCM実施期間の延長署名式)



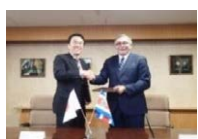
ラオス

2013年8月7日(ビエンチャン)



インドネシア

2013年8月26日(ジャカルタ)



コスタリカ

2013年12月9日(東京)



パラオ

2014年1月13日(ゲルムド)



カンボジア

2014年4月11日(プノンペン)



メキシコ

2014年7月25日(メキシコシティ)



サウジアラビア

2015年5月13日



チリ

2015年5月26日(サンティアゴ)



ミャンマー

2015年9月16日(ネピドー)



タイ

2015年11月19日(東京)



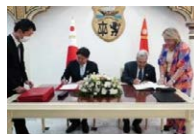
フィリピン

2017年1月12日(マニラ)



セネガル

2022年8月25日(ダカール)



チュニジア

2022年8月26日(チュニス)



アゼルバイジャン

2022年9月5日(バクー)



モルドバ

2022年9月6日(キシナウ)



ジョージア

2022年9月13日(トビリシ)



スリランカ

2022年10月10日(コロンボ)



ウズベキスタン

2022年10月25日(タシケント)



バブアニューギニア

2022年11月18日
(シャルム・エル・シェイク)



アラブ首長国連邦

2023年4月16日(札幌)



キルギス

2023年7月6日(ビシュケク)



カザフスタン

2023年10月30日(アスタナ)



ウクライナ

2024年2月19日(東京)

写真3 JCM二国間文書の署名国 (2024年2月末現在)

1.7 事業の実績

都市間連携事業が2013年度に開始してからこれまでに、世界13カ国から56の都市・地域と、日本から23の自治体が参画しています。2024年度には、図の中で「*」のついた25の案件が実施されました。

また、こうした都市間連携事業の活動から、約30件の環境インフラ案件がJCMを活用する形で実現しています。さらに、海外のパートナー都市の脱炭素都市宣言や関連する制度構築等にも貢献しています。

モルディブ		ベトナム		タイ		インドネシア	
マレー市	富山市	ハイフォン市	北九州市	バンコク都	横浜市 *	デンパサール市	東京一組
インド		ダナン市	横浜市	ラヨーン県	北九州市	スラバヤ市	北九州市
バンガロール市	横浜市	ホーチミン市・トゥードック市	大阪市 *	チェンマイ県	北九州市	バタム市	横浜市
テランガーナ州	北九州市 *	キエンザン省	神戸市	タイ東部経済回廊	大阪市 *	スマラン市*	富山市
ハイデラバード市		カントー市	広島県	ウボンラチャタニ県・ワリンチャムラップ市・ピブンマンサハン市	北九州市 *	バンドン市	川崎市
ミャンマー		ソクチャン省	広島県	カンボジア		ジャカルタ特別州	川崎市
ヤンゴン管区	北九州市	ハノイ市	福岡県 *	プノンペン都	北九州市	バリ州*	富山市 *
ヤンゴン市	川崎市	クアンニン省・ハイフォン市	滋賀県 *	シェムリアップ州	神奈川県	リアウ州ローカンウル県・ブカンバル市	川崎市 *
エーヤワディ管区	福島市	バリアブントウ省	堺市 *	マレーシア		ゴロンタロ州	愛媛県 *
ザガイン管区	福島市	ベンチェ省	愛媛県 *	イスカンダル開発地域	北九州市	チレゴン市・西ジャワ州	北九州市 *
マンダレー市	北九州市	ドンナイ省	神戸市 *	イスカンダル開発地域・コタキナバル市	富山市	マカッサル市	真庭市 *
ヤンゴン市	福岡市	フエ市	静岡県 *	ペナン州	川崎市	マカッサル市	横浜市 *
モンゴル		ダナン市	堺市 *	フィリピン		ギャンニャール県	大崎町 *
ウランバートル市	札幌市、北海道庁			パラオ		* バリ州・スマラン市は共同連携案件	
ウランバートル市・トゥブ県	札幌市			クアラルンプール市	東京都・さいたま市 *	チリ	
ウランバートル市	札幌市 *			イスカンダル開発地域	富山市	サンディアゴレンカ区	富山市 *
ラオス				チリ		* 2024年度案件	
ビエンチャン特別市	京都市						

図10 都市間連携事業に参加したことのある国及び都市・地域（2013～2024年度）

1.8 事例紹介

都市間連携事業の下で実施される取組は、地域脱炭素に資するJCM等の案件形成調査や制度構築支援を軸としながらも、現地の社会課題の解決や、国内の地域経済の活性化にもシナジー効果をもたらす形で企画立案されていることから、その活動内容やアプローチは多様性に富んでいます。

ここでは2024年度に実施された案件の中から6案件を取り上げて、その活動の概要を紹介します。その他の事例についても事業パンフレットに掲載されています。このパンフレットは、過年度分も含め、環境省が運営するウェブサイト¹上に掲載されていますので、合わせてご参照ください。

1 環境省「アジアの脱炭素都市の実現に向けた情報提供サイト」の都市間連携事業のページ (<https://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/project/>)

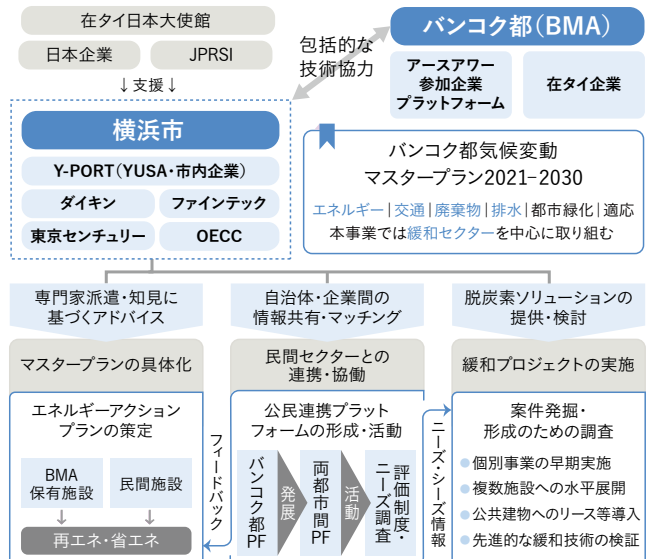
事例1 都市間連携事業とJICA事業とのシナジーで地域脱炭素に貢献する大都市モデル（2024年度の活動例）

横浜市—タイ王国バンコク都

提案者：（一社）海外環境協力センター

バンコク気候変動マスタープランに基づく
GHGネットゼロ排出の実現加速化プロジェクト

タイでは2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目指しており、その中でも首都バンコク都が果たす役割は非常に重要です。バンコク都は、「2050年ネットゼロ」という長期的な目標を掲げ、気候変動対策に取り組んでいます。この事業では、横浜市とバンコク都の協力関係を基盤とし、政策面での支援に加えて、民間企業との協力を活かした公民連携を強化し、バンコク都の気候変動マスタープランの実施を推進します。主な活動として、民間セクターとの連携を目的とした公民連携プラットフォームの形成と運営、気候変動マスタープランの実施を加速させるエネルギーアクションプランの実施、さらにJCMを活用した温室効果ガス削減プロジェクトの形成に取り組んでいます。



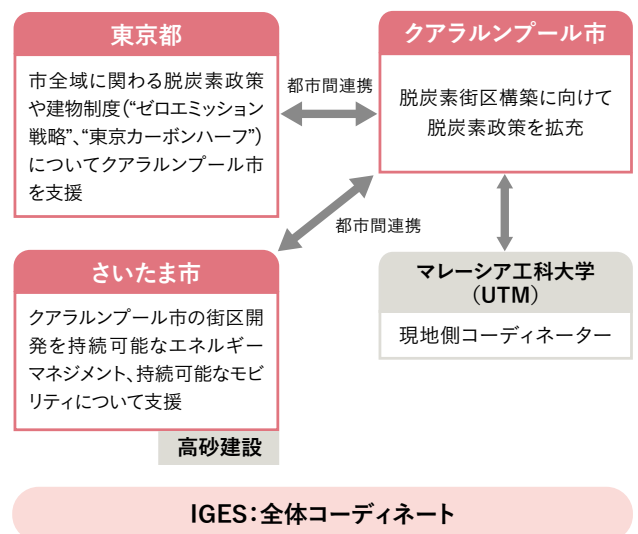
事例2 自律的な地域脱炭素を促す制度構築支援を三つ巴で展開する大都市モデル（2024年度の活動例）

東京都・さいたま市—マレーシア国
クアラルンプール市

提案者：（公財）地球環境戦略研究機関

マレーシア国クアラルンプール市における
脱炭素都市・街区実現に向けた制度構築支援事業

第1フェーズ（2019～2021年度）では、東京都の知見をクアラルンプール市（以下、KL市）に展開することにより、低炭素型の建物制度を具現化するための実務的なプロセスをKL市に伝授し、KL市の建築物の低炭素化支援を行いました。第2フェーズ（2022年度～）では、東京都とさいたま市が培ってきた低炭素街づくりのノウハウを整理し、カーボンニュートラル街区と設定されたワンサマジュ地区の低炭素化を支援しました。特に、日本型の木造高断熱高気密住宅の展開可能性をマレーシア研究機関と共に調査し、持続可能な街づくりへの支援を続けています。COP29では東京都知事、さいたま市長、KL市長が現地参加し、ジャパンバビリオンでこの取り組みを紹介しました。



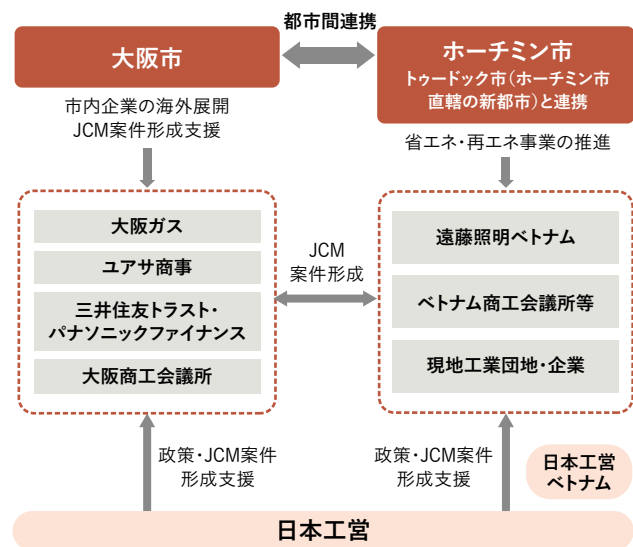
事例3 都市間連携から複数のJCM案件を生み出してきた脱炭素ドミノ創出モデル（2024年度の活動例）

大阪市—ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

提案者：日本工営（株）

ホーチミン市及びトゥードック市の気候変動実行計画に基づくカーボンニュートラル推進事業

大阪市は、ホーチミン市と締結した「脱・低炭素都市形成に向けた覚書」に基づき、ホーチミン市とトゥードック市でカーボンニュートラルの推進を目指しています。具体的な取り組みとして、両都市が毎年行っている政策対話や現地ワークショップを通じて「ホーチミン市気候変動実行計画（CCAP）」の実行に向けて、行政的なアドバイスや大阪市の気候変動対策の事例紹介を行っています。また、ホーチミン市からの要望を受け、大阪市の小中学生向けに作成している環境副読本に関する情報提供も行っています。さらに参画企業が実施中のJCM設備補助事業・JCMエコリースの経験を活かし、日本の省エネ・再エネ技術の水平展開を行うことで、他都市や地域への脱炭素化の波及を図っています。



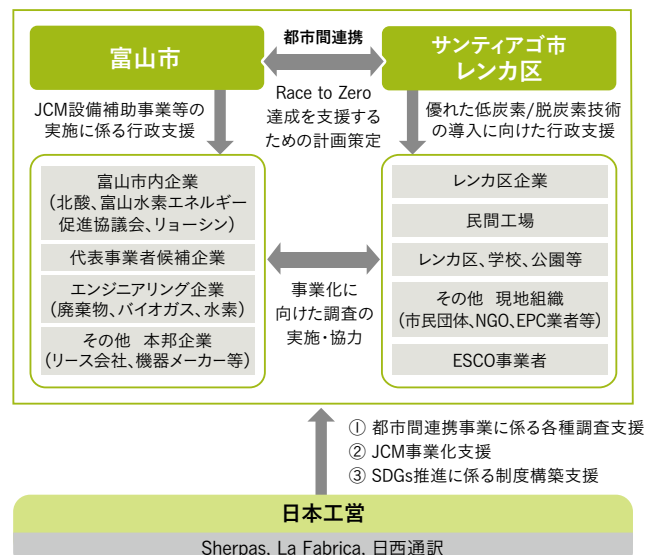
事例4 富山市からレンカ区へ、レンカ区から周辺地域へ、炭素・SDGsドミノ創出モデル（2024年度の活動例）

富山市—チリ共和国サンティアゴ市レンカ区

提案者：日本工営（株）

サンティアゴ市レンカ区のRace to Zero参加を通じた脱炭素・SDGsドミノ推進事業

レンカ区のRace to Zero達成に向け、貢献計画の策定や設備補助事業の横展開を通じたGHG削減活動を進めています。現地でニーズの高い屋根置き太陽光発電設備の導入を設備補助事業で行いながら、バイオガスや水素など先進的な脱炭素技術や廃棄物処理技術の展開可能性を調査しています。なおレンカ区を支援する他国と活動が重複せず効果的に進むよう連携しています。また、脱炭素やSDGsに関する富山市の知見や経験を最大限にレンカ区へ共有するとともに、日本工営のDX技術を活用したSDGs診断ツールTsumugiも活用しています。加えて、レンカ区の発信力を活かし、この事業を起点に、チリ国内の周辺自治体への脱炭素・SDGsドミノを推進しています。



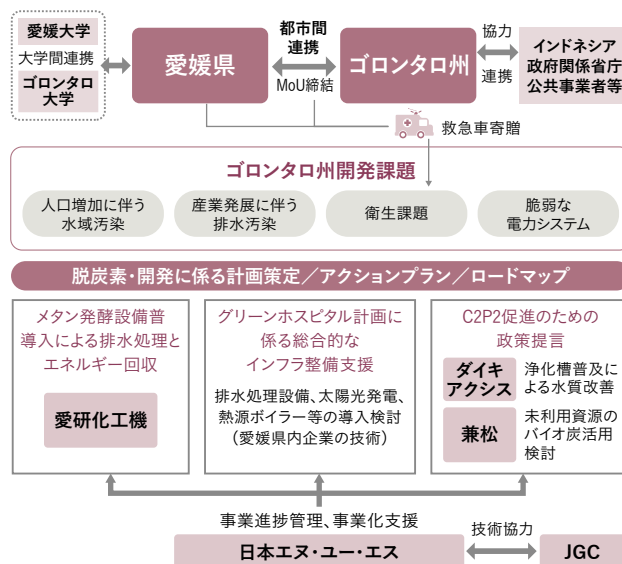
事例5 地域脱炭素を切り口に産官学連携で環境・開発課題の解決に貢献するモデル（2024年度の活動例）

愛媛県—インドネシア共和国ゴロンタロ州

提案者：日本エヌ・ユー・エス（株）

愛媛県・ゴロンタロ州都市間連携によるSDGs達成
及び持続可能な脱炭素社会形成支援事業

インドネシア共和国ゴロンタロ州は、環境・開発課題を脱炭素政策で解決するため、その知見を持つ愛媛県に支援を要請しています。この事業では、愛媛県、県内の脱炭素技術企業、愛媛大学が協力し、ゴロンタロ州の脱炭素政策・計画の策定を支援します。また、産業排水を対象とするメタン発酵設備の普及調査やグリーンホスピタル計画を有する病院のインフラ整備、クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）促進に向けた生活排水を対象とした浄化槽導入、最終処分場浸出水処理設備導入を進めています。さらに、これら設備導入に向けたJCM設備補助事業を含む日本政府補助金への提案を視野に入れ、事業円滑化のための政策・制度の提案・整備も行っています。



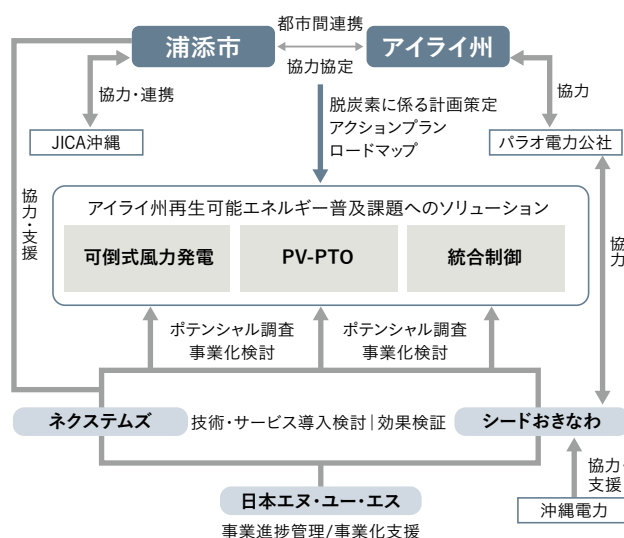
事例6 再エネ普及の促進で地域脱炭素と地域のエネルギー課題を解決に導く島モデル（2024年度の活動例）

浦添市—パラオ共和国アイライ州

提案者：日本エヌ・ユー・エス（株）

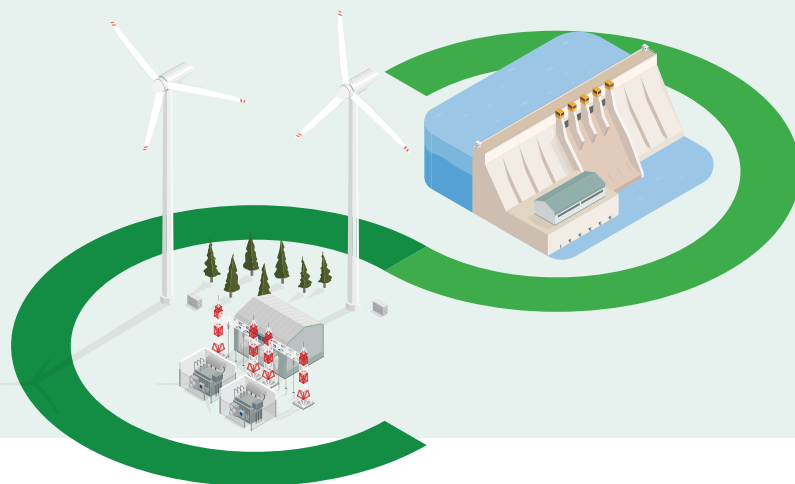
浦添市・アイライ州都市間連携による
持続可能な環境配慮型都市構築支援事業

パラオでは、政府が掲げるNDC目標達成に向けて再生可能エネルギーの普及が不可欠とされていますが、電力システムの脆弱性や制御技術の不足により導入が停滞しています。この事業では、独立グリッドを対象にモデル事業を構築し、再エネの最適制御の成功事例として普及を目指します。また、多様な再エネ利用を促進するため、可倒式風力発電技術の導入に向けた調査を実施。さらに、省エネルギーモデル事業を構築し、その有効性を示すことで普及を図ります。再生可能エネルギーを総合的に管理・運用する統合制御技術の導入を支援し、アイライ州だけでなくパラオ全体での持続可能な地域づくりに貢献することを目指します。



第2章

都市間連携事業の活動内容



2.1 都市間連携事業の全体像

都市間連携事業は環境省の委託事業です。日本の民間企業等・日本の自治体・海外パートナー都市が連携して企画立案した案件を環境省の公募に応募し、採択されたら、都市間連携事業の委託業務として実施できます。

事業内容は、海外パートナー都市の地域脱炭素をステークホルダー間の共創・協働を通じて促すものとされています。とりわけ脱炭素技術の導入に向けたJCM等の案件形成調査や、そのような技術の導入・普及の促進に繋

がる制度構築支援等の活動が求められています。

事業期間は「1フェーズ3年」です。テーマの新規性等について要件を満たせば、同じ都市同士の連携であっても、最大2フェーズまで実施することができます。ただし、契約は単年度契約であるため、毎年度、契約締結時には実施計画書が求められ、契約終了時には業務報告書や経費の精算報告書等が求められることに留意が必要です。



図11 都市間連携事業が支援する活動範囲

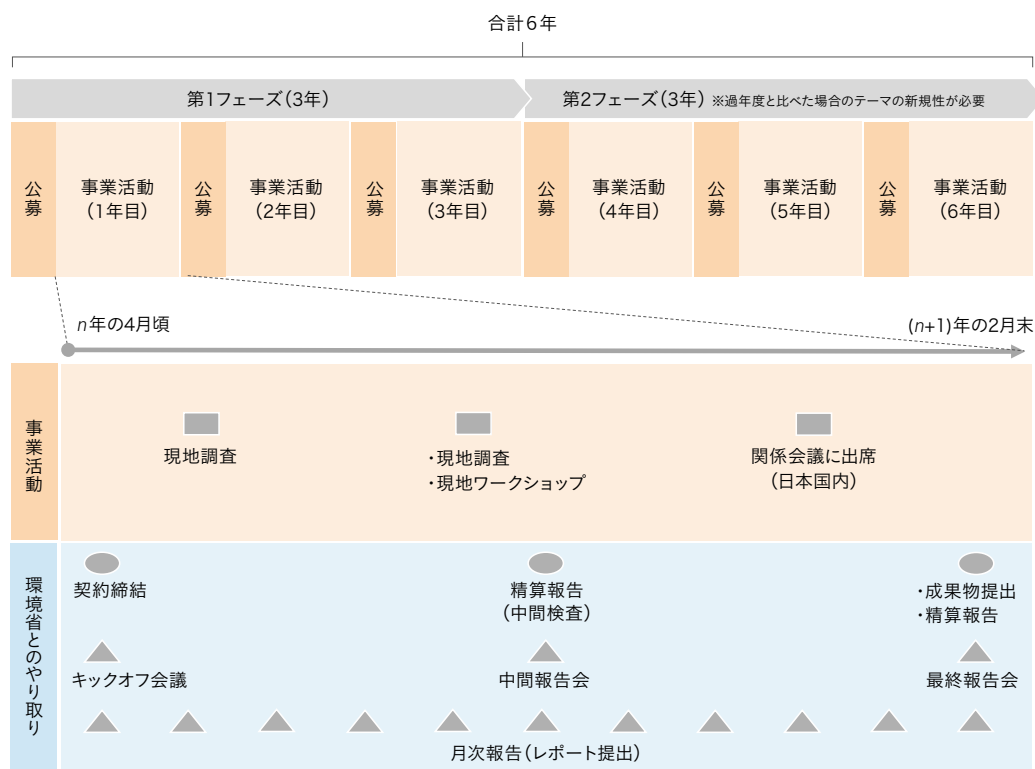


図12 都市間連携事業の事業期間と年度単位の工程の例

注：令和7年度の公募要領¹を基に作成。実施時期や内容は前後することがある。要件を満たせば最大2フェーズまで実施可能。

¹ 環境省「令和7年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務1次公募について」, 2025年02月10日.
(https://www.env.go.jp/press/press_04310.html)

2.2 都市間連携事業の支援対象

都市間連携事業の支援対象となる事業・分野・国は下表の通りです。エネルギー起源CO₂の排出削減に資する設備導入等を補助するスキームであるJCMの活用が念頭

に置かれているので、都市間連携事業でも省エネ、再エネ、水素等のようなエネルギー起源CO₂の削減に繋がる案件の組成調査や制度構築支援が対象とされています。

表3 都市間連携事業の支援対象

項目	概要
対象事業	日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する本邦都道府県、市区町村等（以下「本邦都市」という。）とともに、海外の調査対象の地域・都市（以下「パートナー都市」という。）の実情に応じてJCMを通じた脱炭素技術導入等の脱炭素社会形成を促進する事業とする。なお、下記の①～⑦の業務を含めること。 ①成果物：日本語版の報告書（紙媒体）、日英の概要版（PPT形式）、電子媒体（DVD-R） ②月次報告：進捗報告や調査・イベントの予定等を電子ファイルで提出（A4判1枚程度） ③報告会：年3回程度（キックオフ会議、中間報告会、最終報告会）を想定 ④現地調査、パートナー都市の本邦招聘及び情報共有等（現地コンサルタント等の活用を含む）：年2回程度 ⑤現地ワークショップ：年1回程度で、④と合同で実施するよう留意すること ⑥関係会議での発表、調整対応等：年1回程度、日本国内においてを想定 ⑦環境省以外の支援機関との連携：環境省以外の諸外国・国際機関の支援プログラム等との連携を図ること。特にJICA現地事務所と年1回程度の協議を想定。
対象分野	様々なセクターにおける省エネルギー、再生可能エネルギー、水素等の脱炭素技術等（エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資するものであり、かつ、脱炭素社会形成を促進する事業）とし、各分野における設備導入等を促進するための制度構築支援を含む。
対象国	JCM パートナー国及び候補国（インド、ブラジル、マレーシア、南アフリカ、トルコ）とする。 JCMパートナー国は、2024年2月時点で、JCMパートナー国は下記29か国です。 モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナ なお、パートナー国の情報は、下記、外務省のホームページで確認することができます。 外務省「二国間クレジット制度（JCM）」： https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html

注：令和7年度の公募要領を基に作成

このように支援対象が明らかにされている一方で、海外パートナー都市のニーズに寄り添う取組は、エネルギー起源CO₂以外のGHG排出削減を通じて脱炭素社会に貢献するものや、地域の強靱化、循環経済、ネイチャーポジティブ経済等のような地域のサステナビリティ向上に資する内容であることが多々あります。審査の観点 (BOX 4)として「マルチベネフィットの実現可能性」があることや、

企画内容が海外パートナー国の計画・戦略に位置付けられた又は合致した内容である場合、あるいは脱炭素先行地域における取組やノウハウをパートナー都市に展開することが計画されている場合は加点対象であること、さらに、過年度の都市間連携事業の採択一覧表 (BOX 5)でも多様な分野が含まれていることから、幅広い活動が行える事業であるといえます。



図13 持続可能な開発目標 (SDGs)

BOX 4. 企画書に対する審査の観点（応募事業内容に関する評価）

公募要領の中で企画書に対する審査の観点と採点表が表4のように明らかにされています。配点の大きい項目から順で並べると以下ようになります。最も得点の配分が大きいのは「事業全体の評価（50点）」です。「マルチベネフィットの実現可能性（20点）」も得点が高い項目になります。

それ以外では、「脱炭素技術等の導入の実現可能性（実行のドミノ）（40点）」「脱炭素技術等の導入に向けた基盤整備の実現可能性（実行のドミノ）（20点）」「CN（カーボンニュートラル）宣言等の実現可能性（決意・コミットメントのドミノ）（10点）」があります。ここで使われている「ドミノ」は、地域脱炭素ロードマップ（2021年6月策定）の中の「脱炭素ドミノ」に由来するものです。地域脱炭素の優良事例をドミノのピースに見立て、そこからドミノ倒しのように全国的に伝播される様を表しています。海外にも広がる都市間連携のチャンネルを通じて、日本の都市のやる気（2050年カーボンニュートラル表明等）が海外パートナー都市に伝播する可能性や、日本の民間企業等が有する脱炭素ソリューションの展開・普及が生じる可能性についても評価されることを意味しています。

この他には「応募事業の費用対効果（5点）」「応募事業の温室効果ガス削減量（5点）」があります。企画の段階から、調査対象の技術の価格やGHG削減効果等の情報も求められます。

表4 都市間連携事業の企画書等に対する審査基準及び採点表の例

企画書 作成事項	審査項目	審査基準	配点		得点
			新規 案件	継続 案件	
1 応募事業 内容に 関する評価	事業全体の評価	- 事業全体の独自性、事業に参画するステークホルダーの妥当性、信頼性、関心（関心レターの有無等）について評価する。独自の技術を有する本邦都市の地場の企業の参画が特に見込まれる場合は加点する。 - 事業内容が、相手国の計画・戦略に位置付けられた又は合致した内容の場合は加点する。 - 本邦都市が脱炭素先行地域に選定されており、脱炭素先行地域における取組やノウハウのパートナー都市への展開が計画されている場合は加点する。	50	25	
		継続案件については、過年度の成果について評価する。令和6年度にフェーズ1の最終3ヶ年目を迎えフェーズ2へ応募する事業については、過年度と比べた場合のテーマの新規性を他の継続案件に比べて高い要求水準で評価することとし、新規性が全くない提案は採択対象とはならない。	-	20	
	CN宣言等の実現可能性（決意・コミットメントのドミノ）	本事業中又は事業後に、パートナー都市全体又は一部（団地・街区レベル）のCN宣言の実現に至る見込みを評価する。CN宣言済みの都市においては野心向上の実現性を評価する。	10	10	
	脱炭素技術等の導入に向けた基盤整備の実現可能性（実行のドミノ）	- 環境インフラ導入促進の前提となる制度構築・計画策定支援について、内容及び計画の具体性を評価する。 - なお、他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。	20	20	
	脱炭素技術等の導入の実現可能性（実行のドミノ）	- 本事業中又は事業後に、パートナー都市のJCMを通じた脱炭素技術導入の実現に至る見込みを評価する（本邦技術であり優位性があるか、他都市・地域への展開可能性が高く、先進性があるか、JCM実施経験のある事業者の参画有無、商工会議所及び金融機関等との連携体制等）。 - また、JCM以外のJICA等の他の公的資金支援スキームを活用したプロジェクトや、民間ベースでのプロジェクトによる脱炭素技術・その他の環境対策技術の導入見込みを評価する。 - 他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。 - 脱炭素技術の導入とは、国内メーカーのEPC受注、地域商社の事業参画、地方銀行の海外事業への投資等を含む。	40	35	
	マルチベネフィットの実現可能性	- パートナー都市の脱炭素移行と強靱化、循環経済、ネイチャーポジティブ経済等マルチベネフィットへの寄与度を評価する。※環境に関するものに限らない - なお、「デジタル田園都市国家構想」の下に推進されている先進的なデジタル技術実装の海外展開がある場合は加点する。	20	20	
	応募事業の費用対効果	事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、費用対効果について評価する。 4,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば5点 4,001円/t-CO ₂ ・年以上5,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば4点 5,001円/t-CO ₂ ・年以上6,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば3点 6,001円/t-CO ₂ ・年以上7,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば2点 7,001円/t-CO ₂ ・年以上8,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば1点 8,001円/t-CO ₂ ・年以上であれば0点とする。	5	5	
	応募事業の温室効果ガス削減量	事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、削減量総量について評価する。 100,000t-CO ₂ /年以上であれば5点 50,000t-CO ₂ /年以上、99,999t-CO ₂ /年以下であれば4点 10,000t-CO ₂ /年以上、49,999t-CO ₂ /年以下であれば3点 5,000t-CO ₂ /年以上、9,999t-CO ₂ /年以下であれば2点 1,000t-CO ₂ /年以上、4,999t-CO ₂ /年以下であれば1点 999t-CO ₂ /年以下であれば0点とする。	5	5	

注：令和7年度の公募要領の別添4採点表から抜粋

BOX 5. 都市間連携事業の採択一覧に見る対象分野

都市間連携事業の採択案件は一覧表の形式で公開されています。その中では、事業名、事業概要、事業の対象分野、並びに参画主体（提案者、日本の自治体、海外のパートナー都市・国）が示されています。対象分野については、公募の要件に合致する「省エネルギー、再エネルギー、水素技術、制度構築支援」のような文言がある一方で、もう少し幅広いマルチベネフィットを追求するような文言も含まれています。

令和6年度の採択案件一覧の「対象分野」欄に記載されている文言²

- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー
- 水素技術
- 制度構築支援
- 廃棄物処理
- 交通インフラ
- スマートシティ開発
- デジタル技術
- その他（工業団地）
- その他（港湾インフラ）
- その他（フロンガス回収・破壊）
- その他（汚泥の炭化・埋設）
- その他（CCU〔二酸化炭素回収・有効利用〕）

2.3 都市間連携事業の活動内容の具体例

都市間連携事業で行われる事業活動としては、[図6（第1章）](#)にもある通り、大きく分けて、JCM等を活用した脱炭素案件の実現可能性調査、都市間連携に基づく政策対話及び制度構築支援、キャパシティビルディング、の3つがあります。

JCM等を活用した脱炭素案件の実現可能性調査

JCM設備補助事業等³のような資金支援スキームの要件を確認した上で、民間企業が中心となって必要な調査を行います。例えば、JCMの提案に向けては、調査対象技術・設備の現地における市場調査、設備導入ができる

ことの根拠資料の準備、設備導入の費用対効果（CO₂削減見込量の試算、と設備導入に係る費用試算が必要）、実施体制として国際コンソーシアムの形成、設備導入後のモニタリング実施に係る合意形成等が必要になります。JCMはエネルギー起源CO₂削減に寄与する設備導入に係る資金を最大半額まで補助するスキームであるため、残りの費用負担の扱いについて関係者間の合意形成が必要になります。さらに、JCM案件の特徴として、設備導入後のモニタリング、進捗報告、クレジット発行手続き等が必要になるため、国際コンソーシアム内の役割分担についても合意形成が必要です。



写真4 現地調査の様子

² 令和6年度都市間連携事業の採択案件一覧：1次公募 (<https://www.env.go.jp/content/000212466.pdf>)、2次公募 (<https://www.env.go.jp/content/000228910.pdf>)、3次公募 (<https://www.env.go.jp/content/000247601.pdf>)

³ JCM設備補助事業等の要件等については、JCM-The Joint Crediting Mechanismの公募情報サイト (<https://jec.jp/jcm/jp/kobo/>) からご確認ください。

都市間連携に基づく政策対話及び制度構築支援

都市（自治体）が中心となって展開することとして、都市間連携で実現を目指すインパクトとアプローチの確認や、事業へのコミットメントの確認を行う政策対話があります。この他に地域脱炭素を促すような政策の立案及び実施支援として、パートナー都市の求めに応じて、現地職員やステークホルダーとの協議、勉強会、ワークショップ等を行います。このような場で日本の自治体の知見を共有する、あるいは、訪日研修のような形で現地視察を組

み合わせる形で行う場合もあります。

さらに、先述の民間企業が中心となって進める先述のJCM等を活用した脱炭素案件の実現可能性調査にも資する活動として、JCM案件の発掘調査や、地元のステークホルダー向け、あるいは現地のステークホルダー向けのセミナーを開催する他、ビジネスマッチングを開催する場合もあります。都市間連携の枠組みの下、官民連携で行うことでこうした場を円滑に設定することができます。



写真5 現地調査の様子

キャパシティビルディング

都市間連携事業に参画する主体間で共創・協働を進めるだけでも事業従事者の能力開発に繋がります。日本の自治体の知見や民間企業の先進的な技術を共有することでパートナー都市の職員やステークホルダーの知識の底上げに繋がり、日本の自治体や民間企業等にとっても現地の知見に触れることができる、あるいは自らのソ

リューションを見つめ直す機会になる等、双方にとって学びのある機会となります。

また、環境省主催のセミナー等のイベントに参加することで、脱炭素に関する国際動向や市場動向を把握し、国内外の幅広いステークホルダーとの交流機会を持つことで学びを深めることにより、新たな政策立案や技術開発等に活かすことが可能になります。



写真6 現地調査の様子

この他にも、事業活動の一環として、環境省の求めに応じて、ヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席）への対応が求められることがあります。また、環境省への

進捗報告（レポート提出による月次報告・オンライン会議による年3回程度の定期報告）や、会計帳票の検査への協力として精算報告（年2回程度）に対応することも求められています。

BOX 6. 契約締結と実施計画書

公募で提案した企画が採択されてから事業を開始する前に、受託者は、実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）を作成した上で、提案時の事業費（申請金額）から精査された後の金額（契約金額）で、環境省と契約を締結します。採択されてから事業を開始するまでにタイムラグがあることに留意が必要です。

なお、都市間連携事業の企画立案及び実施には複数の団体が参画しますが、契約締結は代表事業者（1社）と環境省との間で行われます。共同実施の際には、代表事業者と共同実施者との間で結ぶ協定書の提出を以てその形態をとることもできます。当該契約における日本の自治体やその他の事業参画者の関わり方については、代表事業者との間で調整が必要になります。

BOX 7. 環境省主催：脱炭素社会実現のための都市間連携セミナーへの参加

環境省は、年に1回、都市間連携事業のセミナーを日本国内で開催しています。当該年度の全採択案件の関係者（日本の自治体、海外パートナー都市、日本の民間企業等）が一堂に会し、地域脱炭素と国際連帯の機運醸成を図ります。公開セミナーの他にも、関係者のみが参加するワークショップ・相互学習や現地視察を通じて、キャパシティビルディングの機会を提供します。また、海外パートナー都市の職員が訪日する良い機会ということで、セミナーの日程に合わせて、日本の自治体や事業関係者への訪問をアレンジするような案件もあります。このセミナー開催への協力も都市間連携事業の活動内容に含まれています。



写真7 セミナーに参加した都市間連携事業の関係者（2025年1月・大阪開催）



写真8 脱炭素社会に貢献する設備の現地視察（2024年2月・横浜開催）

2.4 都市間連携事業の実施体制

都市間連携事業では、国家間・都市間という重層的な連携枠組みの下、脱炭素ソリューションを有する民間企業や学術機関等がJCM案件組成に向けた調査や制度構築支援、人材育成支援等の活動が展開されます。従って、実施体制の一例としては下図のようになります。JCMによる脱炭素技術導入の実現可能性を高める上で、JCM実施経験のある事業者や、商工会議所、金融機関等との連

携も推奨されています。

都市間連携事業では複数の活動が同時に進行するため、環境省も含めた多様な参加主体とのコミュニケーションや事業の進捗管理が重要になります。このため、代表事業者（受託者）によるコーディネーションが重要になります。

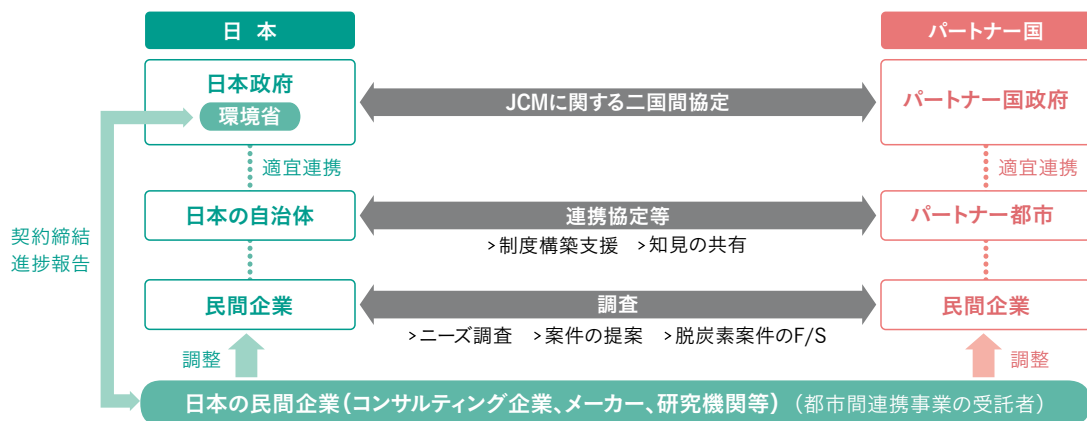


図14 都市間連携事業の実施体制の例

BOX 8. 日本と海外の都市間で結ぶ連携協定

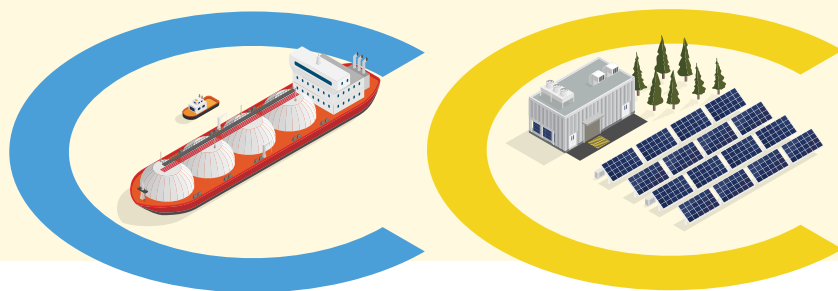
都市間連携事業の公募要領の中で、応募資格要件として「本邦都市とパートナー都市の間に都市間連携協定及びこれに準ずるものが締結済みであること、又は締結を視野に入れて本事業を実施すること。」とあります。連携協定及びこれに準ずるものとして都市間で結ぶ姉妹都市協定や特定分野における協力覚書等があります。例えば、2024年度に行われた25件の調査案件の中には、以下のような連携協定の下で展開されたものがあります。連携協定の対象分野も連携先も様々です。

- ホーチミン市（ベトナム）低・脱炭素都市形成の実現に向けた**ホーチミン市-大阪市**の協力関係に関する覚書（2021年3月更新）
- ケソン市（フィリピン）低/脱炭素都市形成の実現に向けた**ケソン市-大阪市**の協力関係に関する覚書（2021年8月更新）
- **タイ王国東部経済回廊事務局と大阪市**におけるタイランド4.0の実現に向けた脱炭素社会形成に関する協力関係についての覚書（2022年2月）
- **愛媛県・ベンチェ省（ベトナム）**：経済協力に関する覚書（2022年8月）
- **浦添市とアイライ州（パラオ）**との地域環境保全に向けた協力に関する覚書（2024年8月）
- **北九州市・ラムキーグループ（インド）**：環境国際ビジネス関連プロジェクト推進に関する包括的な連携（2023年9月） ※事業のパートナー都市はインドのエコタウン候補地であるテランナーガ州の都市等

こうした都市間の連携協定は、事業の開始時点では締結していない場合もあります。このような場合でも将来的な締結を見据えて海外パートナー都市から関心表明レターを取得することが求められます。そうすることで、海外パートナー都市の妥当性、信頼性、関心を確認することができ、安心して事業を進めることができます。

第3章

都市間連携事業のはじめ方



3.1 都市間連携事業への参画に向けた準備

都市間連携事業への応募を想定する場合、事前準備が必要です。関連政策や海外都市のニーズに関する情報収集、事業で想定するインパクト創出の検討、事業に関心のありそうな日本の自治体や民間企業等の特定、調査対象となる脱炭素ソリューションの検討、公募要領の確認等、多岐にわたります。事業参画のきっかけは、必ずしも日本あるいは海外の都市からというわけではありません。民間企業等が主導する形で始まるものもあります。このように、事業のはじめ方としていわゆる唯一無二のルートがあるわけではありませんが、事前準備として行うべき、あるいは行っておいた方がよいことについて、1から5に記載します。

1. 関連政策の情報収集

都市間連携事業、JCM、環境インフラの海外展開等に関する最新の情報は、環境省が運営するウェブサイトから確認することができます。代表的なウェブサイトは図15の通りです。

「アジアの脱炭素都市の実現に向けた情報提供サイ

ト」は、都市間連携事業に特化したウェブサイトです。事業の紹介動画、採択案件の取組をまとめた事業パンフレット、これまでに実施された案件の業務報告書、関連政策やイベントの情報が掲載されています。

「環境インフラ海外展開プラットフォーム (JPRSI)」は、環境インフラの海外展開に取り組む日本の民間企業等を総合的に後押しすることを目的として、環境省が2020年9月に立ち上げた官民連携プラットフォームです。常設のオンラインパビリオンでは日本の民間企業の優れた環境インフラ技術を見ることができます。また、JPRSIの会員になれば、メールマガジンやウェビナー等を通じて国内の関連政策動向や関連イベントに関する最新情報を得ることができます。

「JCM-The Joint Crediting Mechanism」は、JCM設備補助事業の公募情報やJCM案件の事例紹介を行っています。その他の資金支援スキームに関する情報も提供しています。

「炭素市場エクスプレス」は、炭素市場に関連する情報を提供しています。日本政府のJCM最新動向に関する資料もこちらに掲載されています。



アジアの脱炭素都市の実現に向けた情報提供サイト

アジアの脱炭素発展のための政策動向や支援制度等に関する情報を掲載
(運営：環境省)

www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/



環境インフラ海外展開プラットフォーム

環境インフラの海外展開に取り組む日本企業を総合的に後押しするための官民連携プラットフォーム
(運営：JPRSI事務局)

jprsi.go.jp/ja



JCM-The Joint Crediting Mechanism

JCM設備補助事業の事例紹介や公募情報を掲載
(運営：(公財) 地球環境センター)

gec.jp/jcm/jp



炭素市場エクスプレス

JCMを中心とした炭素市場について日本政府による各種情報を掲載
(運営：(一社) 海外環境協力センター)

carbon-markets.env.go.jp



図15 都市間連携事業やJCM等に関する情報を提供するサイト

環境省は、地域脱炭素の機運醸成や都市間連携事業の理解促進を目的としたセミナー等も開催しています。そうした場に参加することにより、効率よく関連の情報を入手することができます。また、会場で参加できる場合は、事業関係者とのネットワークをつくることができます。

環境省主催の「脱炭素社会実現のための都市間連携セミナー」は、日本国内に都市間連携事業の関係者を集めて行うセミナーで、その一部が公開セミナーとして開催

されます(第2章のBOX 7参照)。また、国連気候変動枠組条約の締約国会議(COP)のサイドイベントの中でもセミナーを開催しています。COP29では、JICAのクリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム(C2P2)の中核事業として、JICA共催の形で開催されました。いずれの場合も日本語と英語の同時通訳が入り、オンライン配信もあるため、国際的な発信力があります。自宅にいながらにして視聴できるため、効率的な情報収集を行うことができます。

BOX 9. COP29ジャパンパビリオンにおけるセミナー

クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラムセミナー

—気候変動、汚染、生物多様性の損失を含む都市課題の解決に向けて—

主催：環境省

共催：国際協力機構(JICA)、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)

2024年11月13日開催

日本国環境省では世界の都市が直面する今日的課題に多角的に対処するため、2023年2月、JICA とともに、クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム(C2P2)を立ち上げました。本セミナーでは、環境省・JICAの取組を紹介し、日本の自治体およびパートナー自治体からC2P2の好事例(横浜市・バンコク都の連携案件、愛媛県・ゴロンタロ州の連携案件)を発信しました。



写真9 COP29ジャパンパビリオンセミナーの登壇者

2. 事業に関心を寄せる海外の都市、日本の自治体、日本の民間企業等の特定

海外都市や日本の自治体、日本の民間企業等の関心の有無については、以下の観点から確認することができます。ただし、机上調査だけでは分からないことも多いため、

また、関係性を構築するためにも、直接ヒアリングを行う等して関心の有無や貢献領域を確認することが重要です。

海外都市及び日本の自治体の場合

- 関連政策（地域脱炭素、グリーン成長、スマートシティ、地元企業の海外展開支援、ブランディング等）
 > 行政文書の確認、国際的な都市ネットワークへの参画、関連イベントでの発表等を確認
- 都市間連携事業への参画実績
 > 都市間連携事業にこれまでに参画したことがあるかを確認
- 国際協力の実績（気候変動分野、環境管理分野、上下水道分野等）
 > JICA、環境省、経産省、国連機関等の公開文書等を確認
- 姉妹都市のような都市間の連携協定
 > 姉妹都市・友好都市に関しては、一般社団法人自治体国際化協会（CLAIR）のウェブサイトを確認
 > その他の協力協定に関しては、各自治体のウェブサイトや行政文書を確認
- 都市における官民連携プラットフォーム
 > 地元企業の海外展開支援を行う官民連携プラットフォームを確認

日本の民間企業等の場合

- 経営方針
 > 会社のウェブサイトの掲載情報、中期計画書、サステナビリティレポート等を確認
- 海外拠点
 > 海外に拠点を持っているかを確認
- 都市間連携事業への参画実績
 > 都市間連携事業にこれまでに参画したことがあるかを確認
- 国際協力の実績（気候変動分野、環境管理分野、上下水道分野等）
 > JICA、環境省、経産省、国連機関等の公開文書等を確認
- 都市における官民連携プラットフォームへの参加状況
 > 自治体等が運営する官民連携プラットフォームを確認
- 脱炭素ソリューション
 > 企業が有する低炭素・脱炭素に貢献する技術やサービスを確認

BOX 10 日本の自治体が有する官民連携プラットフォーム

環境技術の海外展開を推進する官民連携のプラットフォームを運営している自治体があります。横浜市のY-PORTセンター、川崎市のかわさきグリーン・イノベーション・クラスター、大阪市のTeam OSAKAネットワーク、北九州市のアジアカーボンニュートラルセンター等がその例です。こうした機能を持っている自治体は、都市間の国際協力や地元企業の海外展開支援に積極的であり、民間企業や海外都市とのネットワークを構築している場合が多々あります。

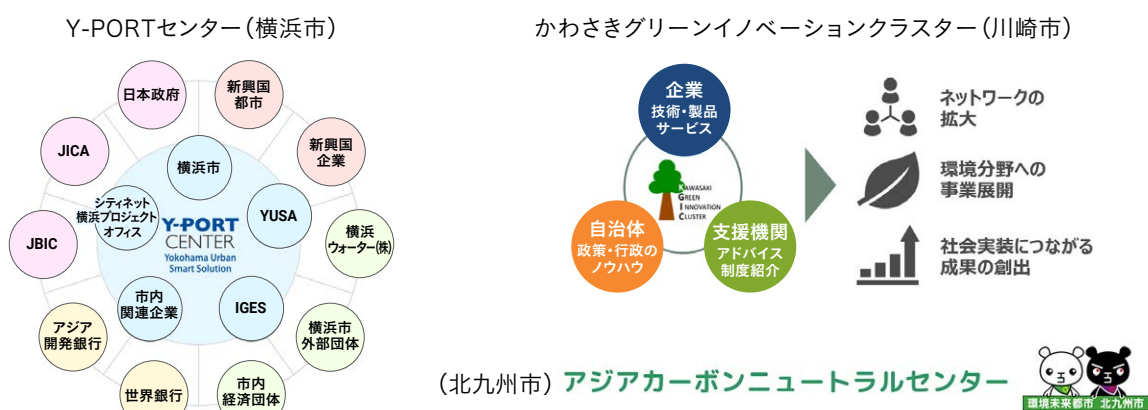


図16 環境技術の海外展開を推進する官民連携のプラットフォームの例

3. 海外都市のニーズに関する情報収集

都市間連携事業が海外パートナー都市の脱炭素や発展に貢献することを目的にしているため、当該都市のニーズを踏まえたものを企画立案していく必要があります。行政文書やイベント等での発表内容から確認できる部分もありますが、参照した情報が最新のもののなのか、複数のニーズがある場合は優先付けがどうなっているか等、実態を確認する必要があります。将来的に事業をともに提案していく／実施していくことを見越して、海外パートナー都市の担当者と現地で、あるいはオンラインで、直接コミュニケーションを取れるように関係者と調整することが重要です。

- 連携協定がある場合は日本の自治体を通じて打合せの場を設定してもらう／ヒアリングを行う
- 現地に拠点を持っている民間企業等を通じて打合せの場を設定してもらう／ヒアリングを行う
- 現地のコンサルタント等に依頼できる場合は、その人を通じて場を設定してもらう／ヒアリングを行う
- 国際的なイベントにともに参加している場合は、その打合せの場でヒアリングを行う
- 都市間連携事業以外のスキームを活用してパートナー都市で活動している場合は、現地調査の際にヒアリングを行う

4. 海外都市のニーズや公募の要件を踏まえたソリューションの特定

地域脱炭素のソリューションを普及展開していくためには、官民連携の形を取る必要があります。海外パートナー都市のニーズを踏まえて、かつ、公募要領の要件も踏まえて、調査の対象となるソリューションの洗い出しを行う必要があります。その際には、実施に移すことを念頭に置いて、実施体制の調整も進めることが推奨されます。

日本の自治体の場合

日本の自治体から共有できる知見を洗い出し、パートナー国・都市のニーズに応える形で知見を共有していく必要があります。脱炭素先行地域のような先進的な取組をはじめとして、地域の戦略や計画を立てて実施に移すという日常業務であっても、そのプロセスの解像度を上げて見ると様々な実現要因が含まれています。なお、知見の共有に際しては、都市間連携事業の担当者だけで完結せず、他の部局の協力が必要になる場合もありますので、庁内調整が必要です。

日本の民間企業等の場合

日本の民間企業等は、パートナー国・都市のニーズに応える形で、あるいは海外展開を念頭に置いた形で、自社の優れた脱炭素ソリューションを提案し、都市間連携事業を通して実現可能性調査を進めることができます。公募要領では都市間連携事業の支援対象分野として、省エネ、再エネ、水素等の脱炭素技術でエネルギー起源CO₂削減に繋がるものとありますので、この要件に見合った提案であることが想定されます。

5. 事業のコーディネーターの特定

都市間連携事業には日本の自治体、海外パートナー都市、日本の民間企業等、多様な主体が参画します。各々の提案を持ち寄りながら、パートナー都市の地域脱炭素や持続可能な発展に貢献していくための絵姿を描く必要があることから、主体間のコーディネーションが重要になります。こうしたことを実現できるような高いスキルを持った民間企業や学術機関等にコーディネーターとしての役割を担うことが期待されます。経営理念と事業内容が合致する、日本の自治体や海外パートナー都市との関係性がある、海外に拠点やネットワークがある等といった主体であれば、都市間連携事業のコーディネーター役を担うことができるでしょう。

3.2 都市間連携事業の実施体制を整える

情報収集活動を通じて、都市間連携事業への関心や地域脱炭素に資するソリューションを持ったステークホルダーが見えてきたら、企画内容と実施体制の検討を進めます。ここでは実施体制の側面に触れます。

公募要領によれば、都市間連携事業に応募できるのは下記要件を満たす団体です。日本の民間企業・研究機

関・大学等が代表事業者として想定されています。都市を銘打った事業ではありますが、日本の自治体や海外パートナー都市が自ら応募することは想定されていません。事業のコーディネーターが日本の自治体と連携し、ファシリテートする形で実施体制を整えていきます。

応募資格条件（令和7年度の公募の例）

- ① 法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ④ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ⑤ 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑥ 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」級に格付されている者であること。
ただし、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」の資格を引き続き取得すること。
- ⑦ 本邦都市とパートナー都市の間に都市間連携協定及びこれに準ずるものが締結済みであること、又は締結を視野に入れて本事業を実施すること。
- ⑧ 本邦都市とコンソーシアムを組成し、支援対象となるパートナー都市と連携して取り組むこと。
- ⑨ 共同で実施する本邦都市及び、パートナー都市からの関心表明レターを取得すること。またパートナー都市からの関心表明レターは和訳を添付すること。2ヶ年目以上となる事業については、本邦都市・パートナー都市以外のステークホルダー（将来、案件化した際に国際コンソーシアムメンバーとなる予定の者等）からの関心表明レターを入手していることが望ましい。

3.3 都市間連携事業の企画書を作成する

企画書の作成に際し、企画内容と公募要領の要件とのすり合わせが必要です。事業に参画する意思を示した都市や民間企業等が考える企画内容について、都市間連携事業の支援対象や支援費用、審査の観点で踏まえた要件を満たす形で応募書類に落とし込んでいく必要があります。

（1）公募要領の確認

都市間連携事業の公募情報は、公募を開始する日になると、環境省ホームページの「報道発表一覧」(<https://www.env.go.jp/press/>)に掲載されます。公募要領の別

添として応募書類等の書式が公開されるので、それを使って企画書を作成します。

なお、公募の時期は明らかにされていませんが、2024年度の実績では、1次公募が2024年2月に、2次公募が同年4月に、3次公募が同年7月に行われたことが、ひとつの目安になります。また、2次公募や3次公募については確約されたものではありませんので、1次公募への提案を想定して準備を進めることが推奨されます。

（2）支援対象の確認

[第2章の2.2](#)で説明した通りです。

(3) 支援費用の確認

都市間連携事業では、応募調査1事業当たりの契約金額（事業費用）については公募要領で上限の目安となる金額が示されています。令和7年度の公募（2025年2月時点）では上限2千万円／年（税込み）¹でした。

企画書の作成において業務費の積算を行う際には、[表3（第2章）](#)の対象事業にある①～⑦（単年度分）を織り込み、下表の経費区分に沿って計上する必要があります。

上限額まで積算して応募できますが、実際の契約金額は精査された上で決定されることに注意が必要です。また、契約金額が決定された後でも、事業の進捗状況や成果等によっては中止または減額等の措置が取られる可能性がある点にも注意が必要です。なお、経費の取扱いや精算に必要な書類等については、契約時に環境省から示される基本方針やマニュアル等に準ずることになっています。

表5 都市間連携事業の支援費用の経費の区分

経費の区分			内容
直接経費	人件費	人件費	委託業務に直接従事する者（業務従事者）の人件費。以下、①～②をいう。 ① 業務従事者の給与であって、有給休暇、法定福利費、諸手当（通勤手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当（環境省業務に専従する者に限る））、賞与等を含む。 ② 他機関からの出向者の給与
	業務費	諸謝金	委託業務を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ① 委託業務で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ② 講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③ 個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④ その他委託業務の実施に必要な謝金
		国内旅費	委託業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当等。
		外国旅費	委託業務に直接必要な海外出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費（査証手数料・予防注射料・出入国税・ESTA 手数料等）等。
		委員等旅費	委託業務で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	委託業務に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う飲料費。
		備品費	委託業務に直接必要な備品（取得価額が20万円以上あって、消耗品に該当しないもの）の購入経費。各事業の取扱いにより備品の購入ができる場合がある。
		消耗品費	委託業務に直接必要な物品の購入費で、以下①～④に該当するもの。 ① 取得価格20万円未満の物品 ② 取得価格20万円以上であって比較的長期（概ね2年）の反復使用に耐えない物品（例：試薬・実験用材料等） ③ 比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品（例：実験用材料（ガラス製）等） ④ 2年を限度としてその用を成さなくなる物品（例：定期的に更新される地図データや衛星写真等）
		借料及び損料	委託業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など。
		賃金	委託業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。
		通信運搬費	委託業務に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	委託業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		外注費	委託業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。 ※原則として、人件費、業務費および一般管理費の合計値の1/2以下とする。
共同実施費	共同実施費	共同実施費	委託業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
間接費	一般管理費	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。
消費税	消費税	消費税	消費税及び地方消費税（10%）

注：令和7年度の公募要領を基に作成

¹ 令和7年度の公募要領では、JCMの申請にあたり、環境アセスメントや風況調査等の実地調査が必要な業務については、最大500万の増額を認める場合があることが言及されています。

(4) 審査の観点

審査の観点については、「応募事業内容に関する評価」については第2章のBOX 4で紹介した通りですが、他の観点も含めた全体像を下表に示します。調査対象となる案件のGHG排出削減効果と費用対効果、業務実施体

制、提案団体のサステナビリティ推進に係る認証取得の有無や、足元（自社）の脱炭素に向けた取組状況も評価対象となっています。また、新規案件と継続案件で配点が異なっていることにも留意が必要です。

表6 都市間連携事業の企画書等に対する審査基準及び採点表の例

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点		得点
			新規案件	継続案件	
1 応募事業内容に関する評価	事業全体の評価	- 事業全体の独自性、事業に参画するステークホルダーの妥当性、信頼性、関心（関心レターの有無等）について評価する。独自の技術を有する本邦都市の地場の企業の参画が特に見込まれる場合は加点する。 - 事業内容が、相手国の計画・戦略に位置付けられた又は合致した内容の場合は加点する。 - 本邦都市が脱炭素先行地域に選定されており、脱炭素先行地域における取組やノウハウのパートナー都市への展開が計画されている場合は加点する。	50	25	
		継続案件については、過年度の成果について評価する。令和6年度にフェーズⅠの最終3ヶ年目を迎えフェーズⅡへ応募する事業については、過年度と比べた場合のテーマの新規性を他の継続案件に比べて高い要求水準で評価することとし、新規性が全くない提案は採択対象とはならない。	-	20	
	CN宣言等の実現可能性（決意・コミットメントのドミノ）	本事業中又は事業後に、パートナー都市全体又は一部（団地・街区レベル）のCN宣言の実現に至る見込みを評価する。CN宣言済みの都市においては野心向上の実現性を評価する。	10	10	
	脱炭素技術等の導入に向けた基盤整備の実現可能性（実行のドミノ）	- 環境インフラ導入促進の前提となる制度構築・計画策定支援について、内容及び計画の具体性を評価する。 - なお、他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。	20	20	
	脱炭素技術等の導入の実現可能性（実行のドミノ）	- 本事業中又は事業後に、パートナー都市のJCMを通じた脱炭素技術導入の実現に至る見込みを評価する（本邦技術であり優位性があるか、他都市・地域への展開可能性が高く、先進性があるか、JCM実施経験のある事業者の参画有無、商工会議所及び金融機関等との連携体制等）。 - また、JCM以外のJICA等の他の公的資金支援スキームを活用したプロジェクトや、民間ベースでのプロジェクトによる脱炭素技術・その他の環境対策技術の導入見込みを評価する。 - 他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。 - 脱炭素技術の導入とは、国内メーカーのEPC受注、地域商社の事業参画、地方銀行の海外事業への投資等を含む。	40	35	
	マルチベネフィットの実現可能性	- パートナー都市の脱炭素移行と強靱化、循環経済、ネイチャーポジティブ経済等マルチベネフィットへの寄与度を評価する。※環境に関するものに限らない - なお、「デジタル田園都市国家構想」の下に推進されている先進的なデジタル技術実装の海外展開がある場合は加点する。	20	20	
	応募事業の費用対効果	事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、費用対効果について評価する。 4,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば5点 4,001円/t-CO ₂ ・年以上5,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば4点 5,001円/t-CO ₂ ・年以上6,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば3点 6,001円/t-CO ₂ ・年以上7,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば2点 7,001円/t-CO ₂ ・年以上8,000円/t-CO ₂ ・年以下であれば1点 8,001円/t-CO ₂ ・年以上であれば0点とする。	5	5	
2 業務実施体制	応募事業の温室効果ガス削減量	事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、削減量総量について評価する。 100,000t-CO ₂ /年以上であれば5点 50,000t-CO ₂ /年以上、99,999t-CO ₂ /年以下であれば4点 10,000t-CO ₂ /年以上、49,999t-CO ₂ /年以下であれば3点 5,000t-CO ₂ /年以上、9,999t-CO ₂ /年以下であれば2点 1,000t-CO ₂ /年以上、4,999t-CO ₂ /年以下であれば1点 999t-CO ₂ /年以下であれば0点とする。	5	5	
	配置予定の管理技術者の手持ち業務	配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 1件以下であれば5点 2件あれば4点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点とする。	5	5	
3 業務実績	配置予定の管理技術者の適性	配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。	5	5	
	過去におけるJCM事業の採択実績	本邦都市とパートナー都市との都市間連携事業において、過去3年以内に2件以上あれば10点、1件あれば5点とする。	-	10	

企画書作成事項		審査項目	審査基準	配点		得点
				新規 案件	継続 案件	
4	組織の環境 マネジメント システム認証 取得等の状況	ISO14001、エコアクション21、 エコ・ファースト制度、エコステ ージ、地方公共団体による認証制 度のうち、第三者による環境マネ ジメント認証取得の有無	事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアク ション21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第 三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は認証の名 称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点におい て認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境 マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環 境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マ ネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境 マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。 1つでもあれば加点（5点）。	5	5	
5	組織のワーク・ラ イフ・バランス等 の推進に関する 認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律（以下「女性 活躍推進法」という。）、次世代育 成支援対策推進法（以下「次世 代法」という。）、青少年の雇用の 促進等に関する法律（以下「若 者雇用推進法」という。）に基づく 認定等（ブラチナえるぼし認定、 えるぼし認定、ブラチナくるみん 認定、くるみん認定、ユースエ ール認定等）の有無を記載し、有の 場合は認定等の名称を記載する とともに、認定通知書等の写し （内閣府男女共同参画局長の認 定等相当確認を受けている外国 法人については、その確認通知 書の写し）を添付すること。 ただし、提案書提出時点において 認定等の期間中であること。	女性活躍推進法に基づく認定等（ブラチナえるぼし・えるぼし認定等） ・ブラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る （計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代法に基づく認定（ブラチナくるみん認定・くるみん認定） ・ブラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置 により認定） 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	5	5	
6	2050年カーボン ニュートラルに 向けた温室効果 ガスの排出削減 目標	温室効果ガスの排出削減目標 記載、デコ活応援団参画、 デコ活宣言登録の有無	2050年またはそれ以前のカーボンニュートラル達成（scope1+2）など、申請者が設定 している温室効果ガスの排出削減目標を記載する。 さらに、中間目標（例：2013年度比2030年46%以上の削減）、scope3の削減目標等 を設定している場合は、それらも記載する。 ※目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページの URLを記載するか、該当資料を添付すること。 1つでもあれば加点（5点） デコ活応援団（官民連携協議会）に参画している場合は5点加点する。 デコ活宣言を実施している場合は5点加点する。	15	15	
				185	185	点

出所：令和7年度の公募要領の別添4採点表

3.4 都市間連携事業に応募する

応募に際しては、以下の書類の提出が求められます。様式に指定があるものについては、公募のウェブサイトで公募要領とともに公開されるので、そこから入手して作成します。

多様な主体が参画する事業であることから、企画書の作成の他に、関係者による確認にも時間を要します。また、ステークホルダーからの応募事業への関心表明レ

ターを取得するプロセスも、パートナー国・都市によっては時間を要する場合があります。公募期間は約3週間であるため、準備にかかる時間配分にも留意が必要です。特に、国際的な事業への参画経験があまりないような日本の自治体が初めて参画するような場合には、内部の承認プロセスに時間を要する傾向にあるので、予め関係者間で確認しておくことをお勧めします。

応募に当たり提出が必要な書類（令和7年度の公募の例）

- ① 応募書類（様式指定あり）
 - ② 調査事業概要（様式指定あり）（和文・英文）
 - ③ 本邦都市とパートナー都市間の支援・協力・案件調査等の取組実績（和文・英文）
 - ④ 本邦都市とパートナー都市間の支援・協力・案件調査等の事業計画（和文・英文）
 - ⑤ 応募事業概要書（様式指定あり）（和文・英文）
 - ⑥ 団体概要（様式任意）（複数の団体が共同で応募を行う場合は、各々についてわかる資料を添付）
 - ⑦ JCM事業採択実績（過去3年以内）（様式任意）
 - ⑧ 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（コピー可）
 - ⑨ 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（コピー可）
 - ⑩ ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳（コピー可）
 - ⑪ 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のコピー
-

(参考)都市間連携事業からその先へ

都市間連携事業で調査対象とされる案件の「出口戦略」としては、JCM案件組成が第一に想定されています。ただし、JCMの要件に合わないものであっても、それ以外

の支援スキームが活用できる可能性があるため、調査の段階で合わせて確認を行うことが推奨されます。日本政府による支援スキームには下表のようなものがあります。

表7 日本政府によるJCMパートナー国への支援

所管／省庁	事業名	支援方法	参考URL
環境省	JCM設備補助事業*	補助金	gec.jp/jcm/jp/kobo/mp240405/ 2024年4月時点の「令和6年度」の公募情報
	二国間クレジット制度を活用した代替フロン等の回収・破壊事業*	補助金	gec.jp/jcm/jp/kobo/freon240708/ 2024年7月時点の「令和6年度から令和8年度」の公募情報
	JCM日本基金（JF JCM）-アジア開発銀行拠出金（国際メタン等排出削減拠出金含む）	グラント	carbon-markets.env.go.jp/document/JFJCM_promotion_202411_jp_v1.pdf 2024年11月時点の情報
	UNIDO（国連工業開発機関）への拠出金*（国際メタン等排出削減拠出金も含む）	プロジェクトへの助成、技術協力	www.jpri.go.jp/files/activity/r6_seminar2_report_02.pdf 2024年7月時点の情報
	水素等新技術導入事業*	補助金	gec.jp/jp/category/newtech/
	案件開発／キャパビル／MRV支援	技術協力	—
経済産業省	実現可能性調査（FS）	技術協力	www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2024/k240422001.html 2024年4月時点の「令和6年度」の公募情報
	NEDO実証事業	委託事業	www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100022.html
農林水産省	農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行拠出金	技術協力	www.maff.go.jp/j/press/y_kokusai/kikou/240628.html 2024年6月時点の情報
	JCMを利用した森林保全・植林の新規案件形成に向けた現地調査	委託事業	www.murc.jp/news/information/news_240426/ 2024年4月時点の「令和6年度」の公募情報

* これらの支援プログラムはパートナー国における国有企業が実施するプロジェクトへの支援は可能だが、パートナー国政府自身が実施するプロジェクトは支援対象とならない。

注：「二国間クレジット制度の最新動向」（2024年5月）を基に作成。

都市間連携事業では、都市間で進める制度構築支援や協力事業もありますが、こうした活動は上記の支援スキームの対象にならない場合があります。都市間連携事業の事業期間満了後も連携の継続を希望する場合には、

JICAや一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の支援事業等、自治体の活動を支援する団体で支援している場合もあるので、こちらについても事業期間中に合わせて確認することをお勧めします。

表8 日本の自治体が単体でまたは他団体と連携して活用できる資金支援スキームの例

所管省庁・団体	事業名	支援方法	参考URL
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力（草の根無償）	資金供与	www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/
JICA	草の根技術協力事業（地域活性型）	委託事業	www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/
JICA	地方自治体と連携した無償資金協力	技術協力	www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/jichitai/grant_aid/
JICA	中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）	委託事業	www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/sme/
CLAIR	自治体国際協力促進事業（モデル事業）	助成金	www.clair.or.jp/j/cooperation/model/
CLAIR	自治体職員協力交流事業（LGOTP）	海外職員の受け入れ	www.clair.or.jp/j/cooperation/lgotp/lgotp.html
CLAIR	自治体国際協力専門家派遣事業	専門家派遣	www.clair.or.jp/j/cooperation/special/

発行：

環境省 地球環境局

国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

TEL：03-3581-3551（代）

FAX：03-3581-3423

制作・編集：

（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）北九州アーバンセンター

〒805-0062 北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3F

TEL：093-681-1563

FXX：093-681-1564